

第二十八回
参議院法務委員会會議録第二十七号

(三七二)

昭和三十三年四月十五日(火曜日)午前
十時三十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 青山 正一君
理事 大川 光三君
一松 定吉君
棚橋 小虎君
宮城タマヨ君

委員

雨森 常夫君
小林 英三君
赤松 常子君
龜田 得治君
辻 武壽君

國務大臣

法務大臣 唐澤 俊樹君

政府委員

法務政務次官 横川 信夫君
法務省刑事局長 竹内 壽平君
事務局側 西村 高兄君

参考人

弁護士 植松 圭太君
弁護士 森長英三郎君
一橋大学教授 植松 正君
東京大学教授 團藤 重光君
最高検察庁検事 安平 政吉君
日本労働組合 神島 日吉君
総評議会法務 日吉君
対策部長

本日、の會議に付した案件

○刑法の一部を改正する法律案(内閣)

提出、衆議院送付)
○刑事訴訟法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青山正一君) 本日の委員会
を開会いたします。

刑法の一部を改正する法律案並びに
刑事訴訟法の一部を改正する法律案、
この二つの案を議題といたします。本
日は、この両法律案につきまして、参
考人の方から御意見を伺いたいとし
たいと存じます。

申し上げるまでもなく、両法律案
は、現内閣の標榜する政治目標のう
ち、最も重要な政策の一つとされてお
ります。汚職の防止と暴力の追放に関
する施策の具体的現われでございます
が、あつせん収賄罪につきましては、
昭和十六年以来数度の立案にもかかわ
らず、戦時の特例を除いては、今日ま
で日の目を見るに至らなかつたとい
うわづきの立法でございます。これ
が今回案を新たにいたしました。提
案されたわけでございますが、その内
容につきましては、あつせん収賄罪の
構成要件の規定の仕方、議員の政治活
動に対する影響、あるいはまた、第三
者供賄を処罰していない点等々、幾多
の吟味を要する問題があるようでござ
います。また、暴力取締り関係につき
ましては、輪転的犯罪や、嚴物損壊罪
等を非難告罪とし、新たに持凶器集合
罪を設け、權利保護を制限し、公判廷
における被告人の退廷措置を講ずる
等、多くの重要な改正がなされてお

ますが、これらの内容はもとより、運
用の面におきましても、国民の自由権
との関連におきましても注目すべき問題
を含んでいるように考えられます。

以上の問題につきまして、本日各
界権威方々の方から十分な御意見を
伺いまして、当委員会の審査の資とい
たしたいと存じます。

参考人の方々におかれましては
は、日ごろ御繁忙中のところ、本委員
会の意のあるところを了とせられまし
て御出席いただきまして、まことにあ
りがとうございます。厚く御礼申し上
げます。

それではこれより御意見を伺うこと
にいたしますが、それぞれのお立場か
ら自由にお話し願いたいと存じます。
なお、時間の関係上、お一人約二十分
程度にてお願いいたします。

それから参考人の方の御意見が全部
済みましてから、委員の方々の質疑に
入りたいと存じますので、この点御了
承お願いたします。

○参考人(植松圭太君) 今回の刑法並
びに刑事訴訟法の一部改正案につきま
しては、すでに衆議院でも審議されて
おります。皆様ももう十分研究を積ま
れたことと思ひますので、本日せつか
くお呼び出しをこうむりまして、御
参考に供するような意見を持ち合せて
ないかと思ひます。しかし、在
野法曹の一員として、多少意見を

持っておりますので、御参考のために
私見を申し上げまして、責めを果した
いと思ひます。時間の制約もあります
ので、問題のある点のみにとどめたい
と思ひます。

まず、刑法の改正案の中のいわゆる
あつせん収賄罪を取り上げて申します
と、かつて国会に提案された法案及び
改正刑法の仮案では、公務員の職務全
般の行為を対象としていたものであり
ますが、今回の法案は御承知の通り
に、不正な行為をさせまたは相当な行
為をさせないという二点に止られて
いますので、この点一歩後退したとい
うことが言えるのであります。すべて
公務員は、その地位にふさわしい経済
生活の保障があり得るがゆえに、一
私人から報酬を受けて公務員に對する
あつせん行為をするというようなこと
は、その本分にもとまるものでありま
すから、あつせん収賄罪におきまして
も、一般公務員の贈収賄罪と同様に、
職務全般にわたるものでありまして
ローカルの活動を完封するというこ
とが理想であるのであります。今回の
法案のように、職務行為を限定してこ
れを対象とするということは、かなり
世間でいういわゆる穴があるのであり
まして、このあつせん収賄の今までの現
われた形態から見ますと、行政官庁
の行政処分であり得ます。その行政処
分の多くは裁量処分であり得ますから、
この裁量処分には不正とかあるいは不
相当とかいう判断を下し得ない場合が

多いのであります。一例を専売公社の
するたばこ小売店の許可にとりまする
と、同時に諸条件を満たした甲、乙の
二人の申請があつた場合には、そのい
ずれに許可しませんでしたも不当である
あるいは不相当であるというやうな問
題がないのであります。ところが、こ
の場合に、甲は、公務員のあつせん
許可を得たので報酬を支払つたといま
しても、この法案では処罰ができません
ことになり得ます。それではすべての公
務員の職務行為をあつせん収賄罪の対
象としたらよいかと申しますと、こ
れに對してもまた反對の理由が成り立
つのであります。公務員の中でも、国
や地方自治体で任命される普通の意味
の公務員と、国会または地方議会の議
員のごとく、選挙民の公選によるもの
とがあります。国民の公選によるもの
の地位を得るとこの議員は、選挙民
との結びつきが密接であります関係に
おきまして、他の官公吏とその出発を
異にしているものでありますから、これ
を他の公務員と同様に律するといふこ
とはできないのであります。往年、議
員が選挙民の依頼によつてあつせん行
為をするとは当然のサービスぐらい
に世間で考えまして、ほとんど常識視
されてきていたものであります。また、議
員のあつせんそのものは、事柄により
ますと、かえつて国民對公務員の間
のあつせきを未然に防ぎ、または、こ
れを緩和するの役割を果しているもの
も多々あるのであります。かかる場合
に、車代とか、多大の労を謝するため

に幾ばくかの謝礼をするぐらいのことは、世間の常識として黙過されてきたのであります。従つて、これらを一挙にして根絶するということは、種々の弊害を伴うおそれがあります。この点に問題があると思つてあります。しかし、近ごろの事情から見まして、これを野放しにしておくということは、政界、官界を腐敗させることになりま

ともありましようし、また、あつせん

ないという結果になりますので、この種犯罪は増加するおそれがあるの

強談威迫の行為をしたときはこれを処罰する」と規定を新設する案は、い

条の冒頭に規定されているのであり

して、今回の法案を検討いたしますと、前に申し上げましたような欠陥が

ますと、今回の法案を検討いたしますと、前に申し上げましたような欠陥が

面でも十分とは言へませんし、また、犯罪の一般予防の立場から言いま

でございまして、まず、権利保釈に

の理由がないとして、検察官の意見

あるが、なきにまると言うことはで

は、被害者の名誉を重んじ、公判審

の事件を処理する。これは現在の刑

理由」に改める点にはかなり反対論

が、これは新聞などで見ますと、あ

の請託をすることがないようにな

て、従つて、告訴がないと処罰でき

に、刑法の百五条ノ二としまし

た場合には、刑事訴訟法の八十九

分な供述ができないと認めたと

人の在廷を条件としまして被告人を退廷させる、そうして証人尋問を行なつて、その供述が済んだあとに被告人を入廷させて、これに証言の要旨を告げ、そうして証人に対し、さらに尋問する機会を与える、こういう改正であります。これは憲法の第三十七條の第二項に「刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与えられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する」と規定されておる点にかんがみまして、憲法に抵触するのではないかという疑問があるのであります。最高裁判所はこれに似た事案に対して、憲法の違反ではないという解釈を与えておられますので、かりにこの法案を、この問題から阻止しましても、あまり実益のない問題であります。凶悪犯罪の場合とかに、証人が被告人の面前で証言をすることによって後難をおそれ、出頭をしなかつたような例もありません。出頭しなかつても、真実の証言を得られない場合が往々あるものであります。こので、これでは正しい裁判ができない結果になりますので、事件によりましては、この方法をとる必要が実際の面にあるのであります。そういう点からいいますと、法案は実益があるということになるのであります。なお、ここでわれわれが考えておくべきことは、知っておくべきことであります。旧憲法時代、このような規定がないときでも裁判所は被告人を退廷させまして、証人を喚問したというようにあります。従つて、今後も、こういうことはそうないとは思ひます。しかしながら、法律としてできました以上は、こ

れが必ずしも乱用ないということとは言えませんので、私は理想として、被告人の同意を得るということとがよいと思ひますけれども、これではまあ實際運用の面で困ると思ひますので、少くとも弁護人の意見を聞いてするということにしたらどうかという、私は考えをもっております。はなはだ簡単にございましたが以上をもちまして私の意見を終わります。

○委員長(青山正一君) どうもありがとうございました。

○委員長(青山正一君) 次に、参考人、弁護士の森長英三郎君にお願いいたします。

○参考人(森長英三郎君) 私は労働法を研究しており、また、多年労働問題に関する各種の事件に関与してきたという経験者の立場から、意見を申し上げます。

今回の刑法並びに刑事訴訟法の改正案の問題点は、非常に多岐にわたつていと思ひますが、私は今言つたような立場から、これが労働運動との関連において、特に考えるべき点を申し上げます。

そこで、まず、今度の改正案の各条文を、ここに掲げられたような条文とすることが適当かどうか、法律体系上、たとえば集合罪は暴行罪の予備だからその次に掲げる、あるいはお礼参りの規定は、証人隠滅の章に掲げる、そういうことが適当か否か、こういう点については、学界においては多くの異論があると思ひます。これはむしろ暴力行為取締法の中に定むべきことである、それを特に刑法の中に規定したのはなぜかという問題があるわけがあります。これについて私は直接聞

いておりませんが、法制審議会における法務当局の見解は、暴力行為取締法の立法趣旨、それからその後の實際の運用にかんがみて、これを暴力行為取締法の中に規定することは適当でない、だから刑法の中に定めるのだ、こういうようなことを言つておるのであります。私は、どうもこのあたりにこの改正案の秘密がひそんでおるような感じがするのであります。それでは暴力行為取締法の立法趣旨は何か。ここに当時の江木法相の答弁を書いてきましたが、時間がなから読みません。大日本帝國議會史第十六卷千百五十四ページから五ページにわたつて掲げられております。これは周知のように、この暴力行為取締法は、博徒とか、そういう種類の暴力団を取り締まるものである。そうして農民運動とか、労働運動とか、水平運動とか、そういうものを取り締まる意思は毛頭持つておらないのである。ということを言明しておるのであります。江木法相自身は団体的背景を持つて暴行・脅迫をなすことを、その団員が常習としておるべき団体を対象とする、こう言つておるのであります。ところが、このようにはっきりした言明にもかかわらず、この法律ができたのは大正十五年四月であります。その年の五月十日、京都府に起つた農民組合の事件にさつそく適用しておるのであります。そうしてこの農民組合の事件は、その後、大審院までスビッド裁判で同年中にいき、そうして同年の十一月二十二日に判例となつたのであります。この判例を見ると、正当な団体であっても暴力行為取締法を適用すると、こう言つておるのであります。そうしてこういう判例が

したから、戦前におきましては、治安維持法と並んで、暴力行為取締法は労働運動、農民運動等を弾圧する法規となつたのであります。ところが、戦後はどうかと申しますと、戦後もやはり相変わらずであります。最高裁は三度これについて判決を出しておりますが、戦前の大審院の判例を踏襲しておるにすぎないのであります。そうして實際、まあ戦後は農民運動はあまりありませんが、労働運動については、この暴力行為取締法がほとんど適用されておるのであります。ここに持つてきておきます最高裁判所事務総局刑事局編集の刑事裁判資料というのによりまして、この二十六号では、労働運動に對して暴力行為取締法を適用したのが二十四例中八例ある。また、大衆運動——いろいろな大衆運動に對して暴力行為取締法を適用したのは十一例中六例ある。また、この四十八号によりまして、労働運動に對して暴力行為取締法を適用したのは、四十三例中十七例である。この同じ五十五号を見ますと、労働争議に對して暴力行為取締法を適用したのは、十五例中五例、それから大衆運動に對して暴力行為取締法を適用したのは十五例中五例ある。このように戦後においても、戦前と變らないで、暴力行為取締法はほとんど労働運動に對して適用されておるのであります。そこへまあ今度の法律案が出てきたというわけでありまして、こ

ういう立法趣旨——暴力行為取締法の立法趣旨並びにその後の運用から見て、この改正案を本来暴力行為取締法の中に入れておるべきだということと暴力行為取締法の中に入れておると、弾圧立法だと言つて非常に反響をいたしております。だから刑法の中に入れたのではなからうかということをおは考えたのであります。

そこで各条文を見てみますが、第一に、刑法二百八条ノ二を見たと思ひます。この二百八条ノ二は、私の見るところでは、また、私の同僚たちと研究したところでは、あまりにもばく然とした構成要件であるという結論であつたのであります。どういふ点がばく然としておるか申しますと、第一に「兇器」という言葉があります。この「兇器」は非常に広い意味の凶器と、狭い意味の凶器と、二つにわかれておる。しかし、この改正案の親類筋である暴力行為取締法、あるいは盗犯防止法等では、広い意味の凶器と解釈されておる。広い意味の凶器とする場合に、たとえばステッキが凶器になるという学説もあるし、ならないという学説もある。そういうステッキについてまで争われておるのであります。このように、凶器の概念が広く解釈されるとするならば、また当然解釈されることになるのであります。非常に危険である。新聞等でこれに反對する意見として出ておるように、たとえば旗ざおというようなものでも凶器と解釈されるおそれは十分にあると私は考へるのであります。

それから次に「兇器ヲ準備シ」とありますが、「準備シ」という概念も非常にばく然としておると思ひます。常にはばく然としておると思ひます。所持ではない、「準備」である。そして解釈を見ますと、その集合の場所に必ずしも凶器が存在してない、他の場所に凶器が存在している、その場合でも「準備」に当たる場合があるというように、こ

ておる。非常に広く解釈されるおそれがあるわけだ。ですから、これもやはり一つの乱用の危険を持つ言葉であらうと思うのであります。

それからその次に、「準備アルコトヲ知テ集合シテ」知って集合したという言葉がまた非常に問題であらうと思うのであります。知るとか知らぬとかいうことは、人の内心の問題である。ですから、もしある人が検査された場合は、お前は知っていたらどうという事で拷問を誘発する、強制を誘発するというような危険があるのであります。

こういうように、この二百八条ノ二の中心的な文句について、すべて非常にばく然としており、非常に乱用の危険がある。これは労働組合等で、おれたちに適用してくるのではなからうか、暴力行為取締法の過去の例から見ても、自分たちに適用されるのではないかと心配するものは、まことに無理もないこと、当然のことと私は第三者として見ておるのであります。

大体この二百八条ノ二は、暴行の予備ともいえるものであります。この暴行の予備ともいえる程度のもので強盗罪の予備と同じ二年以下の懲役に処するといふことはあまりにもひどくはなからうか。その他の指導的の者は三年以下の懲役、強盗罪の予備よりもさらに重い。そういう重い刑罰をこの集合自体に課する必要があるかといふことをまず私は疑問に感ずるのであります。ただ、どうしても、たとえば別府事件のようなものに対処するために、こういう条文が必要だとするのなら、私は先ほど申しました「兇器ヲ準備シ又ハ其準備アルコトヲ知テ集合シ

タル者」というところを、銃砲刀剣等を所持し、集合したる者について、その所持した者を処罰するという程度の修正をなすべきではなからうか。まあその程度の修正をして下さるならば、やむを得ないものとして同意してよろう、そういうように考えます。しかし、このままではどうもいふ賛成するわけにはいかないのであります。

次に、刑法二百六十三條の第二項、つまり私文書毀棄、器物損壊を非親告罪とする点であります。労働運動におきましては、器物損壊とか、私文書毀棄とかいふことはしばしば起るのであります。社長の癖にビラを張った。これは器物損壊だ、暴力行為取締法に違反するといつて広島高裁はかつて裁判しておりました。こういう場合、またあるいは、社長との団体交渉において、労働組合の代表者が激昂して卓をたたき、灰ざらがこわれる、これまた器物損壊とせられるのであります。こういう場合に、果してこれを非親告罪とすべきかどうか、私は疑問に感じます。こういうものは非常に軽微な問題であります。こういうものには軽微な問題は、その処分を個人の自由な意思にまかそうという従来の立法趣旨に私は賛成であります。労働組合においてはいろいろ今後の問題もある、おれも悪かった、これは一つ内済にしようというように、警察とか検察の方で、いやそうはいかぬ、これは取り上げてやるんだといつて労使関係をさらに混乱させて、私はそういう行き方は賛成できない。やはり個人の意思にまかしていい程度のものでないかすべきだ、そこまで官憲がのさばるべきでない、私はそういうふうに思います。

輪姦という問題は労働運動には関係ありません。しかし、ここにおいても官憲というものがだんだんとさばつてきておる権力思想というものを私はそこに感じる。そういう意味において、この私文書毀棄あるいは器物損壊を非親告罪とすることともに、この輪姦の非親告罪とすることに反対するものであります。

次に、刑訴二百十條第一項の緊急逮捕のことでありますが、私はこれは憲法違反である。これに関する最高裁の違反でないという判例も全くおきざりの、話にならない判例だと思つております。そういう意味から、これをさらに暴行・脅迫にまで拡張し、労働組合運動はすべて緊急逮捕の対象となるといふような改正には反対なのであります。幸い衆議院においては削除されたのでありますから、これ以上のことは申し上げません。

次に、刑法第五條ノ二、お礼参りの改正点であります。これは労働運動には直接関係ないように見えるのであります。たゞ、労働関係の事件が裁判になった場合に、組合が組合員にほんとうのことを言えといつて決議する、あるいはそういう申し合せをする。そういうことがこの条文に引つながらないだらうか。会社の人はこう言つた、悪い意味でございすが、どうも偽証をするといふことがしばしばあるわけだ。会社の証人が偽証をしておる。その場合にほんとうのことを言え、あるいはあつて、お前偽証したじやないかと言つてな。そういうことは往々にして労働運動にもあることである。あるいは常にあるといつても

いいくらしいのであります。ですから百五條ノ二も、どうも労働運動にも関係ありそうに思う。そしてこの百五條ノ二も脅迫に至らない面会強請あるいは強談威迫といふものを処罰するといふのであります。私はそこまで処罰といふものの範囲を広げるべきかどうかといふことに疑問を感じる。こういうようにだんだんと処罰の範囲を広げていくと、われわれの日常行動も処罰の対象にならないものはないといふように狭められていく。狭められていくといふことは、同時に官僚のばつこになり、民主政治がこわれるものになります。そういう意味において、私はこの百五條ノ二に対しても疑問に感ずるのであります。

それから証人尋問に関する点であります。これは先ほど植松圭太さんが申された点と私は同感なのであります。衆議院の修正案では、「弁護人の意見を聴き」となつておりますが、私は、これをさらに「弁護人の同意を要する」というように持つていっていただかないと、どうも憲法違反の疑いがあると思うのであります。もちろんこれに関する最高裁なりあるいはその他の裁判例はたくさんあるのではありませんが、裁判例は自分の都合のいいように判例を作るので、この点は裁判所の意見に従うべきではない。やはり国会が独自の立場から憲法違反かどうかといふことを考えるべきだらうと思ひます。そういう点において、私はこの規定を残すならば、弁護人の同意を要件とするといふような規定にして残していただきたいと思ひるのであります。

次に、あつせん収賄罪の点であります。この問題は、私は特別に研究をしておりません。また、特別の経験があるというわけでもありませんので、この点に関する意見は御遠慮したいと思ひます。ただ、あつせん収賄罪を新しく設けることが、何らかの改善になるということは私にもわかるのであります。しかし、このあつせん収賄罪が何らかの改善になるということ、他の暴力に関する立法が労働運動の弾圧に転化しやすいといふこと、はかりにかけてみた場合、いづれをとるかといふときは、私はあつせん収賄罪はけつこうだけれども、もう一回国会を延ばして、そうしてこの際、暴力行為取締法とともに、つまり国会を通過させない、取りやめにする、この法律案を全部取りやめにするという考え方に賛成なのであります。

○委員長(青山正一君) どうもありがとうございます。大体この程度にしておきます。

○委員長(青山正一君) 次に、一橋大学教授植松正君にお願いいたします。

○参事(植松正君) 刑法の一部改正法律案の方、前の方から順次重点的に申し上げようと思ひます。まず、百五條ノ二という条文であります。すなわち刑事事件に関する強談威迫を取り締らうとする規定であります。これは法務当局から出た資料を特に当委員会からちょうだいいたしまして、数字的な統計上の問題を見てみますと、やはり相当取締りの必要があるといふことをよく理解することができまふ。で、立法の必要があるものと考へます。ことに私の身近なものの経験から申しまして、著名な事件の鑑定人が、いろいろ脅迫とかあるいはこ

の種の行為を受けたということを知りたしておられますので、そういう面から考えましても立法の必要を感じます。構成要件の立て方としては、刑事被告事件の捜査、審判ということに限っておりますので、まずまず私は労働争議等に悪用される危険はあまり考へられないというふうに思いますが、この点の心配は、本条に關しては持っておりません。

その次に、第二といたしまして、百八十条の第二項の規定を新設することであり、すなわち、輪姦その他の行為につきまして、これを非親告罪にするという改正点であります。元來、親告罪というものを設けました理由は、大体二つに分けることができます。一つは言うまでもなく、訴追によりまして被害者がかえって迷惑をする、こういう場合、迷惑をするおそれがあるというときに被害者の意思を尊重しようという立法理由によるものであります。強姦罪等は、この理由によつておけることは申すまでもありません。

第二は、後に出て参ります器物損壊等に関する場合なんです、これはまあ事犯が軽微であるとか、犯罪の性質上違法性があまり強くない、要するに、輕微な事犯だから被害者の意思に従つてそれを大いに尊重しようという考えによつて親告罪としたものであると思ひます。こういう二種類を考へるときに、強姦罪等は第一の種類に属します。第一の種類、すなわち訴追により被害者が迷惑するかどうかという点を考慮するという点から申しますと、これは世人一般に權利意識というものがどの程度に高まつてきてお

るかということに大いに關係があると思うのですが、これからの立法としては、漸次そういう種類の親告罪は減らして、いやしくも侵害を受けたならば法の保護を受け、そして同種の犯罪のなくなるように、いわゆる泣き寝入り的な行為はなくなる方向にもつていくのがいいのではないかと考へております。もとより、だからといって強姦罪全部について親告罪をなくしてしまうということは、現状においては行き過ぎであります、この法案にありましような場合を考慮に入れますと、親告罪の範圍をある程度狭めていくという立法の方向は正しいものを持つてゐるように思ひます。これは申すまでもなく、強姦罪も致傷、致死等になれば、現在でも非親告罪になるのでありますから、その被害が相当大きくなつて、被害者の意思というものよりも公安の維持の方により重きを置かなければならないという場合には、当然親告罪を親告罪でなくするという方向にいくべきだと思ひます。この意味では本条の立法において、大体において賛意を表していいものと思ひます。

次に、大きな問題であるいわゆるあつせん収賄罪、法案の百九十七条ノ四という条文についてであります。これはもう非常に世上にいろいろ論議もされておることでありまして、私は多少違つた面、今まであまり言わなかつた面とか、そういうような点を考へてみて申し上げようと思ひますが、根本的に申せば、理想からはなはだ遠いということなんで、その意味では決してこの程度で満足すべき気持は持たないのであります。では、この規定を置いた方がいいであらうか、置

かない方がいいかといふところかといふことが次に問題になると思ひますが、これは当局の説明によれば、といひますか、正式のところの説明ではないかもしませんが、私が伝聞するところによれば、今後の立法上、もつとあつせん収賄罪を嚴重に取り締る立法をする上の一つの橋頭堡になるのではなからうか、こういうようなことが世上にいわれております。そういう役をするとなれば、まあこの程度でいくより仕方がないのかもしれない、この程度に私は結論的には考へております。こまかい点について、若干御参考になることを申し上げたいと思ひますと、根本的には、私は今回の法案のような法文よりは、昭和十六年第七十六帝國議會に提出された法律案の本条に相當する条文のような立法を非常に望んでおるのであります。この公務員がその地位を利用しようとするところに問題があるようですが、一応それを除きましてはほとんど無制限であります。改正刑法の仮案にあるのよりもこの昭和十六年の案の方がより嚴格であるといふことになるのであります。

その昭和十六年の案が、今まで出た案では一番いい、これに近いものを私としては望んでおるわけでありまして、それを念頭に置きまして、今回の法案の内容を少し検討いたしました。今と申すように、これは世上一般にいわれておりますように、請託といふ点、これはもちろん不作爲、なすしめざるという意味も含めて簡単に不正行為と私は申しておきますが、不正行為といふ点、それから第三に報酬といふ点、この三つの点に大きな穴があるといわれております。これはまことにその通りだと思ひます。

すが、この法文そのものを見て、配付したきました書類による説明とは違つたことを私は一つ感じますので、それを御参考にお供したいのですが、それは請託の内容についてであります。それは立案当局の御意見として、私が配付書類から理解するところによりまして、請託の内容は、不正なことをしてくれといふことを必要としなないのだ、そうでない場合でもないといふ御趣旨のように理解しておりますが、どうも私がこの条文を読みますと、そういうふうな読めない。私のように感ずる人もたくさんおるであらう。して見ますと、將來これが法律となりました場合には、法律は立案者と無關係に独立いたします。独立の生きものとして解釈されることになりまして、私のような解釈も出てきはしないか、出てきはしないか、私とすれば、そういう解釈になるのだと言いたくなるので、これはもちろん反対の御意見もあるうと思ひますが、私の読み方といふのはこんなふうな読むのですが、この「公務員請託ヲ受ケ」といふのが結局「不正ノ行為ヲ為サシメ又ハ相當ノ行為ヲ為サザラシム可ク斡旋ヲ為スコト」こういうふうなひつかかってくるので、現行法の百九十七条の後段にあるような、單純な場合とは違つて、請託の内容が當然その「行為ヲ為サザラシム可ク」といふの關係してくる、そつちからはね返つて影響を受けてくると思はれる。従つて、不正行為をさせるような請託がなければ本条の罪が成立しないと、私はまあ読みたくなるわけなんです。そこで、おそらく従

来、ここに配付の判例にもあります

が、最高裁判所の判例あるいは大審院だったかと思ひますが、とにかくわが國の最高裁判所の判例の示すところでは、これは現行法の百九十七条の一項の後段といふものの解釈でありますから、あとに不正行為をさせるというううな要件がついておりません關係上、その請託といふのは別段特別な制限はない、こういうことに判例はなつておる、それでけつこうだと思ひます。が、この新しい法案の条文では、云々の「行為ヲ為サザラシム可ク」あるいは「斡旋」をするというふうにかつて参りますので、請託といふことの内容がおのずから制限を受けて、何か不正なことをやつてくれといふ請託でなければならぬようにどうしても読める。その結果は、配付したいた書類の説明よりは、もつと制限的に、不正の行為をしてくれといふ請託がなければ成立しないということに私の解釈はなつてくるように思ひます。その点御研究をいただきたいと思ひます。それでいいものかどうか。私は、根本的には、立案当局のような解釈としても理想ではないので、もつと嚴重に罰したいという考へだつた、おそらく立案当局も嚴重に罰したいけれども、いろいろなことを考慮してこうなつたことだと思ひますが、そういうわけでありまして、に私のような読み方をすると、大へん百九十七条ノ四が制限的になつて参りまして、ますますさるの穴が大きくなるというふうになりやしないかと、こ

う思ひます。でこの請託が全部かかってくるので、請託だけがなくなるというならそれほど重大なことではな

ういふ点にかかってくるというところに問題があるように思うのであります。また、報酬というようなことも、これも一応いろいろな機会に御説明を伺ったところでは、どうも正当な実費までももらえないというのでは困るというの、かような文言を置いた理由のように承知しております。御承知のごとく、現在の刑法百九十七条の、通常のこく一般的に収賄罪におきましては、何らの要件もおかれていないわけであり、もとよりあつせん収賄は一般の収賄よりは特別の場合であるから、何かもう少し条件をつけて、罰する場合を狭くしようという考えが出てくることもよくわかるのでありますけれども、しかしながら、あまり制限をつけると取締りの実効が上らないということになるわけであり、で、むしろ昭和十六年の案程度がいいというの、現在の一般の収賄罪には何も制限はつけていない、つまり報酬としてもらふというようなことは要件ではないわけであり、どんな実質のものであつても、いろいろという程度のものであつてはいけない、これが一般の収賄罪についての規定であります。そういうふうにしていくことが、訴訟の上の立証上容易であるばかりでなく、取締りの上で非常に明瞭であります。また、法を守る上からいっても明瞭であります。報酬以外の何か実質的な政治の実際行動にうといのでよくわかりませんが、そういうことならもちろめいいと思うことが大へん弊害を招くのではないかと思うので、そういう制限が何もないように、要するに、公務員たるものがその廉潔性を保持して

いくためには、いろいろのうような利益を受けてはならないと、こういう思想を端的に現わす規定であることが望ましい、こういうことは言えると思うのであります。私としてはさうな感じを抱いておるわけであり、しかし、結論的には、いわゆるこれが橋頭堡になるようであれば、まあなきにまざるとして置くこともよいと思うが、しかし、果してなきにまざるかということについては、私も自信はございません。

もう一つ、あつせん収賄に關しては、諸國の立法例におきましては、その嚴重に罰しておられ、収賄罪全体として、わが國の規定は諸外國よりかなり嚴重であります。こんなに嚴重なんだから、もうこれ以上嚴重にする必要はないだろうという御意見もあるうかと思うのですが、立法というものは、その國の社会生活の實情というものに合うように行ななければならぬものであります。たとへば、大へん妙な例であります、近親相姦であるとか、動物に対する姦淫的行為であるとかいうようなものは、わが國ではずっと以前から処罰しておりました、これを罰してはいる立法例は諸國に多い。それは日本ではそういうものを罰しなくとも、そういう心配がないという実情にあるということからいって、決して諸外國が立法しておるから立法すべきだとは考えられないのであります。反対に収賄罪のごときは、とかく東洋の諸國におきましては、情実からいって行為が多いために、わが國について申せば、浪花節的という言葉がよく言われますが、いわゆる義理人情、ごく低い意味の義理人情あるいは

親分、顔といったものがものを言う生活環境にありますが、かようなところでは、いろいろ罪のごときも相當嚴重に取り締る立法を置くことが社会の實情に沿う、こういう意味において、諸外國の立法例に比べれば現在においてすら相當嚴重であります、もつと嚴重にすることがよりよいものと考えます。次に、二百八条ノ二、持刃器集合罪というべき条文であります、これにつきましては、私として大体賛成であります。ただいま森長さんがおっしゃったような労働運動についての御異論も伺つてみればしごくごもつとも思ふのですが、労働運動等につきましても、これはつまりいやくも暴力を用いることは許さぬということが根本原則にあるという考えから申しますと、まあそこには限度があるのであつて、この程度の立法をすることを、根本的な思想としては私は賛成であります。これに自由が列挙されてない、法益として生命、身体、財産というのがある、自由があつていない、たとえば逮捕監禁というものは、た

ります。わかりませんが、それはそういう程度のものであれば、いわゆる正当行為としてごもつと大きな理論で許されるわけであり、それから、理論的には、自由というものをこれに加へしても心配はないと考えます。ただ、運用の上でどうも不当な運用が行われるのじゃないかという御心配があるならば、それはまた格別であります、法律家としてのただ理論からいへば自由を入れた、こう考えるわけであり、

よくわかるのですが、この言葉だけにこだわつて考えてみますと、たとえばこういう行為を、つまり第一項のような行為を教唆するというのはやはり集合せしめるといふことになるのじゃないか。そうすると、教唆の中に、たとえば親分が子分に集まれと命じたような教唆であれば、それは刑を加重するといふ事由が相當にあるのですが、本来教唆といふものは、一般的には、刑法では正犯に準ずるとはなつておりますけれども、それは法定刑が準ずるといふだけのことであつて、實際の裁判では、多くの場合、教唆は実行よりも軽い情状であると考へられておるわけであり、で、その方が重くなるということになる、少し困りはしないか、

「集合セシメタル」といふ言葉にはどうもそれまで入れて読むことも可能であるといふ点に多少のこだわりを感じます。もう少し進めば、補助でも、「セシメル」といふことに当ると言えないこともなさそうに感じもして、くるといううな点で、何かこの「セシメタル」といふ言葉が刑の重いこととから考へますと、少し気になる言葉であるといふことを申し上げたいと思ひます。

それからその次の、二百六十三条の次に一項を加へるといふ、つまり私文書毀棄、器物損壊等が親告罪でなくなるように改正しようといふことでありますが、これは先ほど親告罪の二種類といふことを申し上げましたので、その第二の種類の、つまり被害が輕微である、犯罪の性質上違法性があまり強くない、こういう種類の行為であるがために親告罪になつてゐる場合だと考へます。従つて、このような場合

それから同条の第二項であります、第二項につきましては……第二項に入ります前に、ちよつと申しますと、第一項のさつき凶器の問題について森長さんのおっしゃったことで、これがごもつともなで、どうも凶器の觀念がばく然としてゐる、あまり廣く解釈されると困るということは私も感じます。私は通常凶器を用法上の凶器といふと、性質上の凶器といふに分けて考へておりますが、性質上の凶器、人を殺傷するために作られたものといふようなものは当然これに入れるべきだと思ふのですが、用法上の凶器にまで行くといふことになる、手ぬぐい一本も人の首をくくれるわけですし、さつきおっしゃったス

テキキなども問題になるわけですから、一体そこまでこれを嚴重に持つていく必要があるかどうかといふことについて疑問を持します。若干しほりをはか

さい第二項につきまして、これはよけいな疑問かもしれないのですが、ちよつと字句の上で氣になりますのは、第二項の「人ヲ集合セシメタル」といふ言葉なんです、御趣旨は

親分、顔といったものがものを言う生活環境にありますが、かようなところでは、いろいろ罪のごときも相當嚴重に取り締る立法を置くことが社会の實情に沿う、こういう意味において、諸外國の立法例に比べれば現在においてすら相當嚴重であります、もつと嚴重にすることがよりよいものと考えます。次に、二百八条ノ二、持刃器集合罪というべき条文であります、これにつきましては、私として大体賛成であります。ただいま森長さんがおっしゃったような労働運動についての御異論も伺つてみればしごくごもつとも思ふのですが、労働運動等につきましても、これはつまりいやくも暴力を用いることは許さぬということが根本原則にあるという考えから申しますと、まあそこには限度があるのであつて、この程度の立法をすることを、根本的な思想としては私は賛成であります。これに自由が列挙されてない、法益として生命、身体、財産というのがある、自由があつていない、たとえば逮捕監禁というものは、た

ります。わかりませんが、それはそういう程度のものであれば、いわゆる正当行為としてごもつと大きな理論で許されるわけであり、それから、理論的には、自由というものをこれに加へしても心配はないと考えます。ただ、運用の上でどうも不当な運用が行われるのじゃないかという御心配があるならば、それはまた格別であります、法律家としてのただ理論からいへば自由を入れた、こう考えるわけであり、

よくわかるのですが、この言葉だけにこだわつて考えてみますと、たとえばこういう行為を、つまり第一項のような行為を教唆するというのはやはり集合せしめるといふことになるのじゃないか。そうすると、教唆の中に、たとえば親分が子分に集まれと命じたような教唆であれば、それは刑を加重するといふ事由が相當にあるのですが、本来教唆といふものは、一般的には、刑法では正犯に準ずるとはなつておりますけれども、それは法定刑が準ずるといふだけのことであつて、實際の裁判では、多くの場合、教唆は実行よりも軽い情状であると考へられておるわけであり、で、その方が重くなるということになる、少し困りはしないか、

次に、刑事訴訟法の問題であります
が、すでに時間を超過しておりますし
いたしますので、ごく簡単に一言だけ
申し上げますが、これにつきまして
は、私は大体判例の考えておるよう
な考え方で考えますので、今回の立案
された法案は憲法上の問題は大体たく
みに避けていると考えていいんじゃない
か、従つて、この通りの改正を行うこ
とに賛成していいものと思うのであり
ます。

超過いたしましたことをおわびいた
します。

なお、政府より唐澤法務大臣、政府委員として竹内刑事局長、説明員として神谷刑事局参事官、辻刑事局参事官、この四名の方が御出席になつておられます。

○龜田得治君 最初に、植松教授にお伺いいたします。

それからもう一点は、昭和十六年の法案等では、例の地位を利用してということだけがしぼりであった、あとは何もない。私も作るのであればそれでいいと思う一人ですが、今回はいろいろな事情でこういう原案が出ておりますが、この原案で行きますと、文字通りこの文章をたどって行きますと、結局地位を利用しない場合ですね。公務員として行動しない場合で

るためには、たとえば、刑法三十五條の違法性阻却の問題、たとえば弁護士、会計士といったような場合には、そういうものを持ち出してくると、何か別個なことでそれは救われるのであつて、一応この条文では非常な疑義があるというふうには私は解釈しておるのです。そういう公務員としてとか、あるいは地位を利用していたとかというそういうしほりをこの上にさらに置くことがいいか悪いか、これは別個の問題として、法案自体としては、その点で非常に疑義を残しておるのではないか、こういうふうに感じておるのですが、その点、先ほどお触れになりましたが、一つ御見解を御参考にお聞きしたいと思ひます。

○参考人(植松正君) 私は今の「公務員請託受ケ」をどう直したらいいかというのは、後段がありますと、ちよつと直し方を今まで用意して考えておりませんので、この場で話を伺つた限りでは、急にはどう直したらいいかということを思ひつきません。

それから公務員としてと、こういうふうにいたしますと、どうしても公務員がその職務権限内で行うように読め

○龜田得治君 どういうふうに直すかは別といたしまして、この公務員としてとか、地位を利用してとかいう字句がありませんか、私が言ったように疑問が出てくる、この点はどういうふうにお考えですか。

○参考人(植松正君) それは確かに
おっしゃる通りに疑問があると思いま
す。

○大川光三君 これは関連いたしまして、植松先生にお伺いをいたしますが、ただいま亀田委員から、公務員としてという文字を入れることによって地位利用という点を、多少表面化しているというような御意見であったと思うのでありますが、多少私その点につきましては、「公務員請託ヲ受ケ」というだけでも、その「公務員」とこゝう呼びかけております以上、そこには当然地位利用ということが内在しているのではないかと、かように考えるのですがいかがでしようか。あるいは亀田委員の言われるように、「して」とす

るか、その他の表現を用いるか、用いなくても「公務員」こう呼びかければ特別そこに地位利用ということとは内面的にひそんでいるのではないか、こう考えるのですが、いかがででしょうか。

○**参考人(植松正君)**　ただいまの御疑問は、結局、公務員がその地位を利用してという文句はなくても、あつたと同じ解釈になるということであるとしたと、必ずしもそうはならないの

○大川光三君 もう一つ簡単に伺いますが、結局今度のあっせん収賄罪は請託、不正行為、報酬という三つでしほりをかけているという先生のお説でございいますが、それではもしこの構成要

件があまりにも嚴格過ぎるということで、昭和十六年案のように地位利用ということを表に出した場合、果してこの法律の取扱いはどちらがはつきりしているだろうか、地位利用ということにもいろいろ私は立証上の困難が伴うと思うのでありまして、たとえば、国會議員であり、かつて官吏であった人が、昔の官吏のよしみで官公庁の公務員に物を頼むという場合には、これは国会議員という地位を利用するのじやなしに、昔のよしみということで物を頼んでいる、あるいは議員である人が自分の親戚である諸官庁の公務員に物を頼むという場合には、たまたまその人が議員であっても、それは議員の地位を利用するんじやなしに、親戚関係

を利用するのだというような場合もあり得ると思う。そこで、昭和十六年案のように、地位利用ということをはっきり表に出しますと、かえってまた、立証上の困難が伴い、むしろ請託ということでしほった方が私ははつきりするのじゃないかという感じがあるのでございますが、いかがでございましょうか。

○参事人(植松正君) 今、也立利用を

なるかならないかという区別すべきケースとしてあげになった、前の古い公務員としての関係とか、あるいは親族とかというものは、もとよりその方が同時に国会議員であつても、地位利用ということにはならないものと思ひます。で、地位利用という法文にいたしまして、それはもちろん疑問があるし、その言葉があいまいだというので問題になっているのですから、地位利用という言葉そのままでいいかどうかなお検討を要するでございまして、今おっしゃるような疑問は、一応地位利用という言葉を使つて解決されているのじゃないか。ただ国会議員としての地位を利用しているが、親族関係も利用しているという二重の場合もあるかと思ひます。その点、不明朗な場合もきつと起るだらうと思ひますが、いずれか主たるものに割り切れれば、そのときははっきり意味を汲み取ることができると思ふのであります。「請託受託」ということになりまして、これに反していわゆる正直者が損をするといったようなことも問題になるのじゃないか。私は「請託受託」だけで、下の方が要件がないならば、まあ「請託」はあつてもこれはかまわないじゃないかと思つておるのであります。下の方のほうの要件と組み合せてみると、大へんこれがあるがために穴が大きくなる、こう思ふのであります。

○亀田得治君 暴力関係の規定ですが、提案者の方では、これは暴力団を対象にしておるものである、まあさつぱらに返されておるという説明が何回も繰り返されております。そこで、私の考えではこう思ふのですが、そういう考へ方が間違ひかどうかお答え願ひたいわけですが、もしそういうことならば、この際、暴力取締法というふうな特別法規を作つてもらひたい。あるいはそれは現在の暴力行為取締法の修正としてやつてもいいのですが、それを含めてむしろ暴力団取締法というものをきつくり出してもらふ。そしてその法律の中では、まず、犯罪の主体である暴力団あるいはそれに暴力団とまではいかなない若干類似のものもあるかもしれないが、そういうものについての性格なり、要件というものはきつくり書く。それから暴力団が普通使用ところの手段方法というものは大体予定されておるわけですから、そういうことも具体的に、できれば例示的に書いていく。多少法文の体裁が悪くなつても、そういうふうなものをむしろつくるべきじゃないか。そうして私は、その特別法では相当刑などは重いものであつてもいいと思ふ。そういうふうなすれば、法文自体の内容からして、労働運動等に悪用されるといったような心配も解消するわけですが、そういう体裁で、その考へ方などについて一つお考えを聞きたいのです。これは森長さんと、それからおついでに植松さんの方でも若干御見解をお聞かせ願へたらけっこうだと思ひます。

○参考人(森長英三郎君) ただいまの御意見に対しては、私は賛成であります。ただ、暴力団の定義というものを非常に乱用されないように、厳密に書かなければならないと思ひます。たとえば、江木法相が第五十一帝國議會で、暴力行為取締法について、こういうものに適用するのだと言われておる、そういうのは若干参考になると思ひます。たとえば、そこで言われておることは、繰り返して申しますと、暴行・脅迫をその団員がなすことを常習とするような団体と、こういうようなことを言われておる。まあここまで言われると、労働運動なんかには適用されないのではないか。まあ昔、行政執行法というのがある、すいぶん乱用されたことがありますが、今日では、その程度までに乱用されることもないのではなからうかと、若干疑義はありますけれども、考える次第であります。ですから、団体の定義はきつくりするならば、そういう立法に対して私は賛成であります。ただ、前回申し上げなかつたのでありますが、私も暴力行為というものを慎むことにおいて人後に落ちないのであります。ただ、労働運動なんかにおいて派生した暴力行為——そういうものを普通の刑法犯以上に取り締める必要があるか。この改正案について言えば、従来の旧刑法以上に重く、広く処罰する必要があるか、というところをお考へしておるものであるというところをつけ加えたいと思ひます。

○参考人(植松圭太君) 私は、先ほど森長さんの御意見もありましたが、ちょっと考へが違つております。また、質問の御趣旨で、この暴力団という言葉を入れて特別法にしたらどうか——まあ特別法ということは承わりました。ただ、暴力団という言葉を入れたらどうかというところであります。これは暴力団という何の特長な団体があるわけではないのであります。それから、それではほとんど取締りということではできなくなると思ひます。私は要するに、例をあげますれば、普通暴力団ではなくても、たとえば博徒の団体であるとか、その他密輸団なんかで、密告した者に対して復讐をするとかというふうな、そういう場合にもこれは適用していいのであります。私は、やはりこの改正案の通りでけっこうだと思ふのであります。

それからの規定が、必ずしもこの労働争議の場合には適用してはいけないということも私は言えないと思ふのであります。幾ら労働争議でありまして、労働争議の目的を越えて、凶器を携えて大ぜい集まつておるということになりますれば、その社会の人心を非常に害するのであります。のみならず、またこういうことによつて非常に被害の大きい結果を予防する意味におきまして、私はこの法案は活用されていいと思ふのであります。必ずしも労働運動だから何をしてもいいというわけではないのであります。やはりの法文に当れば、私は十分これを活用してさしつかえないという考へを持っております。

○亀田得治君 植松教授の御見解はどうですか、その点について。

○参考人(植松正君) 特別法に移すということは、ただいまの森長さんの御意見にもございましたが、二百八条ノ二につきましては、あるいはその方が適切かと思ひます。そして特別法に移すならば、今の御意見のように、定義を掲げることも体裁上おかしくなる。そういう意味では亀田さんのおっしゃるような立法は行つても大へんいいのじゃないかと考へております。

○亀田得治君 時間がありませんから、もう一点お聞きしますが、現行法です、ね、いわゆる私どもが聞いておる、あるいは実際にぶつかると暴力団の取締り、これに対して非常に支障がある、法律的に。私はあまりそういうふうな考へていないんです。それでそれよりも、実際はこの暴力、まあ植松弁護士からの暴力団の範囲というものはまだ不明確だとおっしゃつたのだが、まあそういう点もあります。あります。一応考えられるものがあるわけですね。そういう諸君との末端の警察との結びつきですね、こういうものがやっぱり相当あるわけですね。相当非難が高まつてくるとおつておけぬからというて、ときどきまあ手入れをする。しかし、していても平生からのそういうつながり等がある。そのために徹底的なことができない。私はこれが一番のガンだと思つてゐるんです。そういう点さへはきつり警察等が態度をして、そして現在の刑法なりあるいは暴力行為取締法なりそのほかまあ銃砲等についてもいろいろ特別立法がある。そういうものをほんとうに活用していけば、十分私は間に合ふと思つてゐるんですが、実際はそういう結びつき、これは四、五日前にも、たとえば大阪の警察の監察官をしておる人がばくちを見のがしておつたということ、即日逮捕された。これはまあちょっとくさんの中の一例ですね、そういうことは、私はその点が、むしろ現状として一番大きな問題ではないか。そういうことをすつきりやつて、なおかつ、いろいろつぱな警察官がやつてみたけれども、法律的にここがこが足らないというところになれば、これは私も立法もけっこうだと思ふのです。が、その辺に、それはこの個々の条文のこまかい点は別として、基本的に非常に大きな疑問を持つてゐるんです。

まあ森長さんと植松教授の御見解を一つ最後に聞きましておきたいと思ひます。

○参考人(森長英三郎君) 暴力団と警察との結びつきについては私も聞いております。しかし、具体的に調査をしておりませんので、ここで確定的には申し上げません。しかし、いま亀田委員の申されたように、警察の方で取締りをサボつておる。そしていろいろのその暴力団を起しておるのではないかと、これは、私も同様に考へるのであります。また、暴力団の中にも大きいのと小さいのとありまして、大きいほど結びつきが強いように聞いております。ですから、非常に小さい小物です、ね、そういうものを取り締まるための法律のような感じが、この法律案を見てするわけですね。まあそういうように考へております。

○参考人(植松正君) その警察と暴力団との特別な結びつきがどの程度にあるのかという事は、私はよく事情を存じません。あるものも想像の上ではあるだろうと思ひますし、そういう関係なく、きれいにやつてゐるものもあるんだらうと想像いたすのであります。ただ、警察官その他の公務員が取締りを十分したいと思ふ場合に、現行法でも何とか運用できるのかもしれないのですが、はつきりした法律の裏づけがないと、非常に行動しにくいという場合も相当あるだろうと思ふのであります。その意味では、この種の立法が存在することによって、一そう活発に活動できるということになるんじゃないかと考へます。

○大川光三君 植松弁護士さんに伺いますが、先ほどの御説明の中で、亀田

委員の御質問に対して、場合によつては、労働運動に持込る集合罪等を適用してもいいのだ、こういうふうな割りに切つたお考えを拝しました。私も結論的にはそうなると思ひますけれども、表からこの持込る集合罪が労働運動に適用してもいいということには多少疑問を持つのであります。むしろ

一体、大衆運動または労働運動というものがこの法律の条文にいうておる通りに、他人の生命、身体または財産に対して害を加ふる目的で集合するといふときには、労働運動じゃないので、労働運動を通脱したものであつて、それは正常なる労働運動とは私は認められぬかと思ふ。また、いわゆる凶器を準備する労働運動というものが一体あるだろうか、大衆運動というものがあつたらうか。もしそれは凶器を利用したり、人の生命、身体、財産に危害を加ふるという目的をもつて集まるということならば大衆運動にあらず、労働運動にあらず、その意味からこの法規は適用されてしかるべきだと私は考へておるのであります。その点に關する植松弁護士さんにお考えを伺つておきたい。

○参考人(植松正君) 私も同様な意見を持つております。労働運動と申しましても、正しい労働運動ならば何も凶器まで持つて集まる必要はない。従つて、労働運動の名前を持つておりましたも、凶器を持つて集まり、しかもそれが他人の生命、身体、財産に害を与える目的であるということになれば、形は労働運動でも、私はやはりこの法案によつて取り締つてけつこうだと思つております。

○棚橋小虎君 植松参考人に、あつせん収賄罪のことについてお伺ひしたいのであります。御所々ともこのあつせん収賄罪は非常に不満足なものであるけれども、将来の橋頭堡としてこの際認めていきたい、こういうふうな御意見でありましたが、その点は私も同じ考へを持つておるわけでありまして、ただしかし、それにしましても、この原案といふものはあまりにお粗末で穴が多過ぎる、こう思ふのであります。これをどういうふうにしていくならば幾らかでも有効な、また、官吏の、公務員の純潔性、また、公務の執行の公正といふことを担保することができるといふことを考へます。ときに、ここに一つ「請託ヲ受ケ」ということが構成要件になつておるようでありま

うして金をもらったということになれば、これはみな有罪になるわけですが、こういう点について「請託ヲ受ケ」といふことは、これはこの条文では一番の大きな穴であると思ひ考へておりますが、その点についてどうお考へになりますか。

○参考人(植松正君) 私は先ほど申し上げましたが、理想論から言ひますれば、公務員が職務行為全般にわたつていたのであります。しかし、これでは、従来りつぱな法案が出来ません。通過しないので、通過させるためにこれは作られたものであります。漸進主義をとつたものであります。この点においてこの規定を、今度の法案を是認すると思ひます。すなわち、「請託ヲ受ケ」といふことが私はあつてけつこうだと思ふのです。それは、普通のこのううあつせん行為は、請託なくしてするといふことはきつめてまねないのであります。よけいなおせっかひをするといふことはほとんどないといつていくらいなものであります。そういう意味におきまして、私は、この「請託ヲ受ケ」といふことは、このような限定した公務員の行為にすることは、一向あつて差しかえないと考へております。

○参考人(植松正君) 私は、根本的にこの要件をいろいろつけない方に賛成だといふことを最初に申しました意味から申しましても、「請託ヲ受ケ」を取るといふ御意見にはもちろん賛成であります。そうしてただいま植松弁護士からの御話を参考いたしますと、請託のないようなあつせん収賄といふものは事実上きつめてまねであるといふこととあります。私もおそろくそうだら

うと、事情にうといひますが想像いたします。そうであると思へば、實際は請託がありながら、立証できないために無罪になるということが非常に多くなるのではないかと。それがいわゆる正直者が損をするというケースだと思ふのです。その意味では、結論は今植松弁護士のおっしゃつたのとは全然逆になります。かえつて「請託ヲ受ケ」といふのを取つた方がいい。置いておくと、實際は請託を受けていながら、それが立証できないために無罪になるといふことならばなおさら取るべきだ、かように考へております。

○棚橋小虎君 植松弁護士にもう一べんお伺ひしたいのですが、これは議論ではありまけんけれども、實際問題として請託を受けなければ、こつうあつせんをするといふことはおそろくないといふ御意見だつたと思ひます。しかし、世の中はそうではないので、悪質な者ほど請託がなくても、人のところに事件が起つてゐるといふことを知ると、こつうの方からいろいろあつせんをやつて、こつう報酬を要求する、こつうことは世間が悪い者ほどあるのです。そういう者が皆これによつてのがれてしまふのであります。が、この点はいかがお考へになりますか。

○参考人(植松正君) そういうことがなきにしもあらずでございますが、しかし、公務員である限りは、こつうは極端な例は少いんじゃないかと思ふのであります。理想からいいますれば、先ほど申し上げましたように、公務員全般の職務行為について、こつうが理想でありますけれども、制限

うと、事情にうといひますが想像いたします。そうであると思へば、實際は請託がありながら、立証できないために無罪になるということが非常に多くなるのではないかと。それがいわゆる正直者が損をするというケースだと思ふのです。その意味では、結論は今植松弁護士のおっしゃつたのとは全然逆になります。かえつて「請託ヲ受ケ」といふのを取つた方がいい。置いておくと、實際は請託を受けていながら、それが立証できないために無罪になるといふことならばなおさら取るべきだ、かように考へております。

するからには、私はやはり請託という行為は、文字がありましても結局運用の面においては少しの差異はない、先ほど、ただ捜査官が請託行為があるかどうか、それがゆえに犯罪が成立しないというこの御意見がございましたが、それも確かにその通りでございます。しかしながら、実際におきましては、大部分がこの請託というものが結果には出てくるのが多いのであります。この規定が残らず公務員の職務行為を取り締まるというならば、これを除いてもけっこうですが、私はこの請託ということがありましても、まあ先ほど申し上げましたように、なきにまざるという意味で私は賛成した次第であります。

○榎橋小虎君 それはそれだけにしておきまして、もう一つお尋ねをしたいと思ふことは、やはり両植松参考人にお伺いしますが、弁護士とか計理士とかいふものが公務員を兼ねておる場合に、これが弁護士として人に依頼を受ける、請託を受けるということになります。また、計理士として人に請託をされて、そうして他の公務員に対してあつせんをした、こういった場合には、これは正当の業務としてやつたことなのでございますが、これを違法性を阻却することになりますか、どうか。この点をちょっとお伺いしたい。

○参考人(植松圭太君) それは今の御質問の趣旨は、結論的にはその地位を利用してということになるか、ならぬかというところに実質的にはなるのであります。この法案には、地位を利用というところはありますが、しかしながら、兼ねておりました、それが公務員ということを目覚めてやりますれば、

かりに弁護士でありましても、あるいは計理士でありましても、やはりこの法案に触れるというように私は考えております。

○参考人(植松正君) 公務員たる資格に無関係であれば、本条にいうところの「公務員請託受ける」という公務員というのにはならないと思ひます。で、先ほど、前に御質問のありました地位を利用しというのがあるのと同じかという点につきましては、これは違ふと思うのですが、特に地位を利用しませんが、公務員であれば、公務員たる資格に無関係におる限り本条に当る。しかし、今の設例のように、公務員たる資格に何ら関係のない別個の行為というのにならば、刑法のいわゆる正当行為の理論を待たずともなく、この本条の構成要件に当らないものだろうと私は考えます。

○榎橋小虎君 もう一つお尋ねしたいと思ひますが、現在の収賄罪には、一方では第三者供賄罪というものがあるわけですが、あつせん収賄罪には、第三者供賄罪というものはない。そうしますと、このあつせん収賄罪のほんとうの目的を達するには、非常に大きなこれが抜け道になつていふのだらうと思ひますが、第三者供賄罪というものについては、どういふふうにお考えになつておられますか。

○参考人(植松圭太君) 第三者供賄の規定はむろんあつた方がいいのであります。しかし、先ほど申し上げたように、今回の法案は内容をきめて限定しておるのであります。まあ同じことを申し上げますが、なきにまざるという意味で私は賛成したのであります。第三者供賄というものは、まあ普通の公務員ではきわめて少ないのであります。ただ、従来の事例からしますと、まあ議員にすれば国会、地方議会の議員が自分で金をもらわなくて、自分の選挙区の学校に寄付さすというようなことがあるのであります。このような場合、第三者供賄の規定があれば取り締まれるというところにはなりません。その結果は、議員が自分が今度選挙に立つ場合に非常に有利になるというふうな場合を取り締めるのでありますから、それはあればけっこうであるが、ただ、そういうことはきわめて少ないのであるから、その規定を設けるほどならば、むしろ公務員の職務行為全般にわたつてあつせん収賄罪を実施さす、そういう方がよいと思ひますのであります。ただ、今申し上げましたことは、いわゆる理想案でありまして、むろん理想案としては、第三者収賄の規定も必要だということに考えるのであります。

○参考人(榎橋正君) 私の意見も今の御意見とあまり違ひはございません。第三者にわいろを供する罪を罰せないのであるとすれば、もちろんこれをふさぐのが正しい、ふさぐ方がいいと思ひます。しかしながら、現在の情勢上、今度の法案程度のことさえないかなが立案が困難であり、提案することも困難であつたというところをいろいろ仄聞しておられますので、とてもそこまで考える余地がないだらうと、こういう意味において、そのことはあまり問題にしないであつたのであります。

○榎橋小虎君 森長さんに一つお伺いしたいのであります。器物損壊罪は、これを親告罪からはずすというところは賛成できないという御意見でありまして、これは私は同感いたしておるわけでありまして。ところが、ちょっと考えますと、器物損壊罪というのは他人の財物を毀損することでありまして、やっぱり他人の財物に損害を与へることになるわけですから、窃盗は親告罪でないから、すぐに検挙ができるわけでありまして、やはりそれと同じく器物損壊罪も親告罪でなくともよきように思ひます。ところが、従来この器物損壊罪というものは親告罪として規定されておつて、たぐさんの立法例でもまた親告罪となつておるものが多いのであります。それは何故か器物損壊罪を親告罪にするのが適當であるといふような相當の理由があるんじゃないかと、この私は考えますが、そういう点をお調べになつたことがございしますか。

○参考人(森長英三郎君) 今の御質問の点は私もよく研究しております。むしろ植松教授の方が研究されておると思ひます。ただ従来、これに対する解説等を見ると、すべて軽微だといふことで片づけておるわけですが、器物の中にも非常に値の高いものもあるだらうし、また、灰ざらのとき小さなものもあると思ひます。しかし、いずれにしても、建物よりはるかに輕微である。そういうものをこわしたからといって、一々警察が踏み込むことはよろしくない。個人の自由の意思にまかしておいて、それが民主主義社会における私生活をかえつて保護する面ではないだらうかという点に、これを親告罪とした理由があると思ひます。その理由は私はもつともだと思ふ。そう考へております。

○榎橋小虎君 植松先生にその点何かお考えがありましたらお伺いしたい。

○参考人(植松正君) どうも特別の研究をしたということもございせんが、やはり被害が輕微であるというところが、これを親告罪にした主要な理由だと思ひます。それはいろいろの形態があります。単なる器物損壊でありまして、その数が多くなれば決して輕微とは言えないわけですが、一応刑法として考へておきますのは、個人の法益に対する罪であるという面から考へておきますので、まあ多くの場合、その大きな被害がない。ほんとうに大きな被害があつた場合には、その被害者が告訴すればこれを保護するという程度でいいんではないか。今例にあげりました灰ざらをこわしたという程度なら、相手方のやりようによつては何も告訴はしない、こういうことになつて、それでちやうどいいのではないかと、この種の犯罪が親告罪になつてゐる理由だと思ひます。ことに現行法では、暴行罪が親告罪でなくなつたわけでありまして、これは御承知のように、戦前の改正前におきましては、これは親告罪であつた暴行罪とのつり合ひから考えますと、暴行よりはるかに輕い情状のものであります。器物に対するのですから……。

この意味でこれを非親告罪にしていいからといって、暴行罪とのつり合ひをどうするのかわかりません。現在にすれば暴行罪が親告罪でなくなつたから、その点は除かれたわけでありまして、結局は被害が輕い、だから被害者の意思を尊重

は、まあ普通の公務員ではきわめて少ないのであります。ただ、従来の事例からしますと、まあ議員にすれば国会、地方議会の議員が自分で金をもらわなくて、自分の選挙区の学校に寄付さすというようなことがあるのであります。このような場合、第三者供賄の規定があれば取り締まれるというところにはなりません。その結果は、議員が自分が今度選挙に立つ場合に非常に有利になるというふうな場合を取り締めるのでありますから、それはあればけっこうであるが、ただ、そういうことはきわめて少ないのであるから、その規定を設けるほどならば、むしろ公務員の職務行為全般にわたつてあつせん収賄罪を実施さす、そういう方がよいと思ひますのであります。ただ、今申し上げましたことは、いわゆる理想案でありまして、むろん理想案としては、第三者収賄の規定も必要だということに考えるのであります。

○参考人(榎橋正君) 私の意見も今の御意見とあまり違ひはございません。第三者にわいろを供する罪を罰せないのであるとすれば、もちろんこれをふさぐのが正しい、ふさぐ方がいいと思ひます。しかしながら、現在の情勢上、今度の法案程度のことさえないかなが立案が困難であり、提案することも困難であつたというところをいろいろ仄聞しておられますので、とてもそこまで考える余地がないだらうと、こういう意味において、そのことはあまり問題にしないであつたのであります。

○榎橋小虎君 森長さんに一つお伺いしたいのであります。器物損壊罪は、これを親告罪からはずすというところは賛成できないという御意見でありまして、これは私は同感いたしておるわけでありまして。ところが、ちょっと考えますと、器物損壊罪というのは他人の財物を毀損することでありまして、やっぱり他人の財物に損害を与へることになるわけですから、窃盗は親告罪でないから、すぐに検挙ができるわけでありまして、やはりそれと同じく器物損壊罪も親告罪でなくともよきように思ひます。ところが、従来この器物損壊罪というものは親告罪として規定されておつて、たぐさんの立法例でもまた親告罪となつておるものが多いのであります。それは何故か器物損壊罪を親告罪にするのが適當であるといふような相當の理由があるんじゃないかと、この私は考えますが、そういう点をお調べになつたことがございしますか。

○参考人(森長英三郎君) 今の御質問の点は私もよく研究しております。むしろ植松教授の方が研究されておると思ひます。ただ従来、これに対する解説等を見ると、すべて軽微だといふことで片づけておるわけですが、器物の中にも非常に値の高いものもあるだらうし、また、灰ざらのとき小さなものもあると思ひます。しかし、いずれにしても、建物よりはるかに輕微である。そういうものをこわしたからといって、一々警察が踏み込むことはよろしくない。個人の自由の意思にまかしておいて、それが民主主義社会における私生活をかえつて保護する面ではないだらうかという点に、これを親告罪とした理由があると思ひます。その理由は私はもつともだと思ふ。そう考へております。

○榎橋小虎君 植松先生にその点何かお考えがありましたらお伺いしたい。

しよう、こういう考えだと思ひます。

○赤松常子君 簡単に植松教授にちよつとお教へ願ひたいと思ひるのでござい
ますが、先ほど、進んだ国の中にはこ
ういうあつせん収賄罪を作る必要のな
い状態の国もあるとおしやつており
ました。でも進んだ国の中にも、公務
員の腐敗墮落している国もあるように
私も聞いておりますが、その辺
のもうちよつと詳しい御説明がいた
だきたいと思ひます。こういうことを
作る必要のないほど社会の良識が発達
しているのか、しかし、今申しますよ
うに、進んだ国でも腐敗墮落している
官吏のある国もある、そういう国はど
うなっているのか。

それからもう一つ、日本が今こうい
うことを作らねばならぬということ
はほんとうに悲しいことなんです、こ
ういう程度であつせん収賄罪のある国
国がもしおわかりでしたらお教へ願ひ
たいと思ひます。

○参考人(植松正君) その国情により
ましてということ申し上げましたの
で、それは進んだ国はというふう
に御解釈になつてもあるいはいいかと思
ひますが、相当文化とか良識とかいふ点
で進んでいると考へられる、たとえば
イギリスのようなどころでも、ときど
きは著名な疑獄事件もないわけではな
いように――具体的にどういふ事件が
あつたということまで覚えておりませ
んが、そう感じております。従つて、
ないというわけではありませぬけれど
も、相対的に見まして、非常にその立
法の必要を感じるような社会生活をし
ておる国と、そうでない国とある、こ
ういう意味で、わが国では大いに必要
なんではないかということをおししたの

です。

それからこういう立法云々というこ
とになりますと、もう法務省の立案当
局から、皆様並びに私どもに配付にな
りましたものに翻訳で全部載つており
まして、これ以外に漏れがないとは申
しません、あるかないか調べてみたわ
けではありませんが、おおむね当局が
よく調べて出してくれたものと思ひま
す。ことに当局で、最初は、これほど
に調べがついていなかったようですの
に、国会にかかるところまでにはこんな
にたくさんお調べになつたということ
で、これについてごらん願へば、立
法がどうなっているかということがお
わかりになると思ひますが、概して申
しまして、相当こまかく、何と申しま
すか、總括的に嚴重に取り締るという
規定はそう多くない、その意味では、
私が嚴重なることを望むのは諸外国の
立法例と合せるわけではない、それと
は全然別に、わが国の国情ではどうも
そういうことが必要なんじゃないか、
その国情ということの重点は、顔がも
のを言う、そうして金品をもちと大
へん低級な意味における養理人情を感
ずるのが日本人の従来の慣習であると
いう点だと思ひます。

○龜田博治君 関連して、諸外国の立
法の中で、たとえばイギリスの汚職防
止法ですか、ああいうものではまあ刑
期などは別として、公職からの追放、
こういう点を規定しているわけではな
い、二回重ねてやると永久に選挙等
は出れない、これが私は一番効果的
のかと思ひます。おのれが、多少の罰
金とか多少の刑期でも、これは裁判
によつてどうにもなりませんからね。
やはり地位そのものの、公務員として

不適格ということ、社会的にはもち
ろんいろいろ批判はあるでしょうが、
制度的にもそういう点を明確にする、
これが一番大きな刑罰じゃないかと思
ひますが、こういう事案について
は、そういう点はどういふふうにお考
へでしょうか。私は、それがいいこと
がむしろ一番甘やかしてある、ある意
味では軽いと思ひます、ほかのこと
は幾ら規定してあつても、その点どう
でしょうか。

○参考人(植松正君) これはこの種の
いろいろ罪ばかりでなく、よくたとえ
ば、有毒物質を含んだ食品を売つた
というふうな場合に営業停止、これが一
番業者にとつて痛いのでありま
す。同
じような意味で、公務員はこの種の犯
罪に対しては、今おしやるような処
置ができればもちろん一番いい、一番
効果的な制裁であるといふことはい
えませんが、現行刑法の改正案とし
て事を考えます限りにおきましては、
刑法では、一定の制裁が現に法定され
ておりますので、その点をにわかに動
かしまして、ここに新しい制裁を設け
るということは、今一部改正という状
態でやることは不適当じゃないか。も
しそういうことをせひやりたいといふ
ことなれば、来たるべき刑法全体の改
正において、そういう点、考慮する
か、あるいはそういう種類の制裁は刑
法に盛るのが不適当であるとして別
個の立法をするか、そのいずれかでは
なからうか。少くとも現在の一部改正
では、そこまでやることは行き過ぎに
なるのじゃないかと思ひます。

○大川光三君 ただいまの龜田委員の
公職の追放ということには私どもも結
論的に全く同感なんでありま
す。た

だ、御承知の通りに、公職選挙法の第
十一条で、特に選挙法以外の刑罰を受
けても議員というものは資格を失わな
いのだという選挙法の規定で、これは
しほつておる。ところが、弁護士法を
見ますというところ、弁護士が禁固何月
ですか、以上の刑に処せられたら弁護
士はできない。役人もそういう破廉恥
罪で罪を犯せば役人はできないのだと
いうきわめて厳格な規定があるので
す。厳格な規定というよりは私は当然
の刑だと思ひます。その意味からい
きますと、選挙法が特に公選による議員に對
して寛大に過ぎるのじゃないか、か
うに思ひますが、その点いかがで
ございましょうか。

○参考人(植松正君) 公職選挙法の規
定が、今のような意味で寛大過ぎはし
ないかとおしやるなら私もそうだろ
うと思ひます。それはまた、別個にそ
ちらの方の改正のことを国会でお考
へ願ひたいと思ひております。

○大川光三君 私、最後に一つ伺いた
いと存じますのは、百五十二条のい
ゆるお札参りを禁止するという法案で
ございまして、この法案をよく読んでみ
ますと、先ほど植松先生がおしやつ
たように、これが独走すると、思ひ
もよらぬ方面にいくのじゃないかとい
ふことが考へられます。弁護士の植松
先生もこの点は一つお聞き取りを願
ひたいのでありますが、御承知の通りに、
この条文には「自己若くは他人ノ刑事
被告事件」について云々と、こう書い
ておられます、この他人とは、どの範
囲かということになりますと、たとえ
ば、弁護士の場合、新聞記者の場合等
もやはり他人という中には広く含まれ
ると思ひます。ところが、新聞記者諸

君がニュース源取材のために刑事被告
事件についての証人等になつて面会を
求める場合がある、執拗に面会を求め
られる場合があると思ひます。また、
弁護士の場合でございまして、やはり
証人等に対して、せひ会つておかなけ
れば、公判準備ができないうちの場合
もございまして、特に証人に対して強
く面会を要望する場合も起つて参りま
すし、また、法廷におきまして、特に
反対尋問の場合には、証人自身はそれ
は言いたくないと考へておつても、こ
れを無理やり真実を発見するために
食ひ下つていつて、追及していつて、
結局、強談威迫の行為にまで達するこ
とが私はままあると考へるのでござい
まして、なんぞ証人証人が、これは明
らかに偽証しておるのだというふうな
ことを弁護士が考へますと、これはあ
くまでも食ひ下つていく、その間、言
葉の上にも、態度の上にも、ここにい
われる強談威迫の行為というところま
で進む場合がなきにしもあらずでござ
いまして、こういう場合に、新聞記者
の取材のため、あるいは弁護士が証人
に会い、法廷で反対尋問をいたす場
合、果してこの法規が適用されるかど
うかということが疑問の第一点でござ
います。

もう一つついでに伺つておきたいの
ですが、この条文によりまして、現に
刑事被告事件が係属しておる場合、あ
るいはすでに起訴されておる場合、い
ゆる刑事被告事件に限つておるので
ございまして、私は、この必要性にお
いては、被疑事件のいわゆる証人に対
しては、同様この法案の趣旨が、適用
されていかなければならぬと同時に、
判決確定後におけるお札参りというこ

とも将来の防犯政策の上からいきま
すと、私は必要だと思ふ。ところが、
この法律はいわゆる被疑事件について
の証人の規定なく、判決確定後におけ
る証人に対する面会の強請、強談威迫
の行為は適用されない、こういうこと
に解釈されると思うのでございます
が、果して刑事被告事件だけに限るべ
きか、あるいはたゞい申しますよう
に、いま少しく範囲を広める必要があ
るかないかという、この二点について
お伺いをいたしたいと思います。これ
は両先生から一つ伺いたい。

○参考人(植松圭太君) まず初めの御質問の「自己若クハ他人」という字句でございますが、「自己」は疑問はありませんが、「他人」というのは、この法案の趣旨は、たとえばある博徒で

あるとか、あるいは暴力団というような場合に、被告人でなく、その仲間の者がこういう強談威迫をする、あるいは面会を強請するというような趣旨で作られたものであらうと思ひまして、弁護人が、裁判官あるいは檢察官に面会を求めるといふような場合には、そこまで私は立法の趣旨を広げる考えでないといふふうに考えております。ことに、これは、私の考えでは、この規定を設ける趣旨は、檢察官、警察官もしくは裁判官というようなものに対して面会を強請するとか、強談威迫をすることによつて職務を安心してとることができないといふような危険を防止する趣旨で作られたものであらうと思ひますので、従つて、弁護人が、かりに証人の喚問のときに、いろいろ詳細な説明を求めましても、これは証言そのものに疑義がある場合、これを尋問するといふことは、憲法の、いわゆる

被告人が証人に対して十分の尋問の機会を与えろという趣旨におきまして、弁護人も当然のことでありますから、そういう場合は含まないものと考えております。

それからもう一点は「刑事被告人ノ捜査」となっております。これはお説の通りに、必ずしも被告事件、刑事訴訟法にいういわゆる被告人ということだけに限らなくても、被疑者にしても、これは当然含めていいという趣旨に考えておりますが、私はよく、この法務当局の立案の趣旨が、刑事被告事件ということを、そういう広い意味に解釈されたものかどうか、ちょっとその点わからないのですが、必要性からいいましたら御質問の趣旨の通りだと思います。

○参考人(植松正智) ただいまの第一点の被疑事件を含ませべきだというお話ですが、これは現行法の百四条に「刑事被告事件」という文句がございます。そうしてその解釈につきましては、大休まあ、あまり異論は今日ではなくなっていると思いますが、その通説によりますと、刑事被告事件というのは、被疑事件も入るのだ、こう解釈されておりますので、新しい法案における百五条ノ二の刑事被告事件についてもその解釈がそのまま当てはまることになると思います。私自身の説としては、幾らかもつと制限的な解釈も加えてはおりますけれども、それは個人のことに属しますので、大体通説であり、裁判所の判例とするところでは、この被疑事件も入ると、かようなことになっておると存じますので、その点、御心配はないものと思います。ただし、後の方の判決確定後はどうな

るのかということ、もとよりおつしやる通り、それにはこの条文は及ばないものでありまして、判決確定後の強談威迫等の行為に對しては、本条で取り締まるということではできない、それは既に狹過ぎるのではないかと、今の御意見ですが、これはまあ狹過ぎるか、広過ぎるか、これは論理的問題ではありませんで、實際面と照らし合して考えなければならぬことでありますが、おそらくは強談威迫程度の行為はむしろあまりなくて、暴行とか脅迫になるよう

なものがそういう場合には起つてくるのじゃないか、そうしてその場合については、刑法にりつばな暴行罪、脅迫罪がございますので、それで取り締められるということであつて、その程度でいいんではなからうか、それ以外に暴行・脅迫にはならないものが強謙威迫になるようなことが判決確定後に相当あるということならば、また考えなければならぬことだと思ふのでありますが、そういうふうに考えます。

○大川光三君　ちよっと　ただいまの御答弁の後段の方はよくわかりましたが、新聞記者あるいは弁護士等が証人に対して面談するという点についての御見解を伺いたいと思います。

○参考人(植松正君) どうも失礼いたしました、一つ申し落しまして。これは新聞記者等あるいは弁護士であつても、いわゆる本条に当る強談威迫をするということは、やはり自由権の侵害であつてできない、こういうふうに根本的には考えます。しかしながら、同じ程度の面会の強要をいたしましたとしても、刑事被告人であつた者とか、何かその仲間のような者が来て、ゆえなく求める場合と、弁護士とか新聞記者と

いうものが、一定の目的をもって求める場合としては、おのずからそこに解釈上、差は出てくると思っています。つまり簡単に言えば、弁護士あるいは新聞記者等の場合には、ある程度ゆるく解釈される、なぜゆるく解釈するかは、結局ある程度の強さをもつて面会を強要するということとは、それらの職業に伴う正当行為である。まあ、刑法の条文からそのままで申しますならば、正当業務行為の中に入ると考えてよろしいかと思ひます。

○大川光三君　ちよつと植松弁護士さん
に伺いますが、先ほどの御答弁の中に、百五条ノ二の条文は、例のお札参りの問題でございまして、その条文の中に、「自己若クハ他人ノ刑事被告事件ノ捜査若クハ審判ニ必要ナル知識ヲ有スト認メラルル者又ハ其ノ親族ニ対シ」いわゆる証人等に対しての面談を強請、強談威迫の行為があります。そこで、先生ちよつと御説明があったかもしれませんが、そういう証人等に対し

て、弁護士または新聞記者等が強く面会を求めたときに、果して本条の適用があるかどうか、こういうお尋ねをいたしましたのでありますが、今植松先生から、教授から大体御答弁いただきました。

たけれども、その点についてもう一回伺いたいと思います。

○参考人(植松圭太君) 私ちょっと先ほどの質問の趣旨を取り違えて申し上げましたが、むろん幾ら弁護士でありましても、新聞記者でありましても、その程度問題で、強談威迫になるかということは、やはり具体的問題だだろうと思うのであります。ただ、この規定の趣旨は、この「被告事件ノ捜査若クハ審判ニ必要ナル知識ヲ有スト認メ

ラルル者」ということになっており、
すので、これらの者が他人の圧迫を受け
て、職務上不安を受けるということが
取締りの趣旨であると思います。その
点におきまして、弁護人だから必ずし
もならぬとか、新聞記者だからならぬ
という趣旨ではなく、ただ、そういう
危険があり、また、その程度いかんに
よりました、やはりこの本条を適用し
得る場合もあると思います。

それから、ちよつと立ちましたついでに申し上げますが、先ほど私文書毀棄とかそのほか器物損壊の場合でありましたが、これは刑法の制定当時と今日とでは、非常に経済組織が違つておりまして、たとえば大工場の非常な機械で、スイッチ一つこわれましても工場一つとまつてしまうということがあります。また、飲料水の取締りの刑法の規定がありますが、この場合でも、ただ器物を損壊して飲料物の供給に支障を来たすという場合に、この飲料水に対する現行の刑法では取り締り得な

い場合があります。このような場合を、常に親告罪にしておくということは、今日の社会情勢から見ましても適当でないと考えますので、立ちましたついでに申し上げたいと思います。

○亀田得治君　ちよつと関連して。ただいま植松弁護士さんのおっしゃったような事例ですね、そういう問題はやはりそれをそのものとしてもし必要があれば立法化していく、現行法でも業務妨害とか、そういうことでいける場合が多いだろうと思いますが、いけない場合であってもそれをただ、ついでにほかの条文を借りてくる、こういうふうなことじやなしに、そういう必要性があれば、それはむしろ器物損壊罪

のようにならなければいけないものでなし

ます。

参考人の方々に一応ごあいさつ申し

ます。あつせん収賄の關係でございま

職務に關していろいろを收受する、こ

に、もつと、被害も大きいのですか

○龜田得治君　まあ、議論をするつも

上げます。今日は長時間にわたりました

問題でございまして、広過ぎてもら

特にこの事項を特定して、こういうこ

ら、大胆な規定をむしろ別個に、設け

りもありませんけれども非常に私はそ

て、いろいろ貴重な御意見をお聞かせ

ず、狭過ぎてもららず、どこに線を引

とをしてほしいというふうなことで、

ていく、その捜査の過程においての研

究では大事なことだと思つてお示

ございました。当委員会の審査のた

くかというところは相当慎重に考えな

請託があつて、そして収賄をしたとい

究であればこれは別個ですが、どう立

法するかという立場においては、若干

きやならない問題でございまして。そ

う意味におきまして、結論的に申し

ますというところ、私はこの政府案に大

違つた観点で扱うべきじゃないか、そ

とが非常にたくさんあつた。そうし

て、しかも、それが現行法で取り締り

に於いて賛成でございまして。これ以上

を刑を加重する要件としたり、あるい

ういうことのために、この刑法の一番

得ないというふうな場合は別ですが、

午後一時三十分まで休憩いたしま

す。

午後一時三十分まで休憩いたしま

のことがね。ちやうど強姦罪に對して

私は比較的それは事例が少いのだと思

午後一時五十分開会

○委員長(青山正一君)　休憩前に引き

続き、これより委員会を再開いたしま

告訴がないということでは一応認め

ておりますけれども、お互いに。しか

刑罰の一部を改正する法律案並びに

刑事訴訟法の一部を改正する法律案に

つきまして、午後の部の参考人の方か

し、ものそのものに對して直接ぶつ

ね。日常茶飯事。だから、そういうわ

けです。少数のことのためにたく

さん、御意見を伺いたいという存じ

ます。

は、これはだれだつて見ているので、

私は今の時点で、どうも若干その点が納

得いかなのようですが、どうでしょう。

○参考人(植松圭太君)　他の刑法の規

定で取り締り得ない場合にこのいわけ

る器物損壊、たとえば建造物損壊の場

合、これは明らかに建造物の規定があ

りますけれども、建造物とも言えない

し、また、業務妨害程度のものも器物

損壊として取り締りなくちゃならぬ場

合が相当あると思ひます。その場合

に、その器物が、ただ、きわめて軽微

な場合で、被害者にとつて大きな問題

でない場合には親告罪にしておき必要

がありまして、そうでない場合には、

やはりこれを非親告罪としませんと、

告訴したからといって、また、これに

對して非常に迫害を受けるというよう

なことになりまして、告訴することに

つきましてちやうちよするといふよう

な場合もありまして、その意味にお

きまして、私はやはりこれを非親告罪

にしておき必要があると考えており

ます。

○委員長(青山正一君)　ほかに御質疑

ないようでございますので、これに

て午前の部は終了することにいたした

いと存じます。

○参考人(國藤重光君)　國藤重光でこ

さいます。

参考人の方々に一応ごあいさつ申し

上げます。今日は長時間にわたりました

問題でございまして、広過ぎてもら

ず、狭過ぎてもららず、どこに線を引

とをしてほしいというふうなことで、

ていく、その捜査の過程においての研

究では大事なことだと思つてお示

ございました。当委員会の審査のた

くかというところは相当慎重に考えな

請託があつて、そして収賄をしたとい

究であればこれは別個ですが、どう立

法するかという立場においては、若干

きやならない問題でございまして。そ

う意味におきまして、結論的に申し

ますというところ、私はこの政府案に大

違つた観点で扱うべきじゃないか、そ

とが非常にたくさんあつた。そうし

て、しかも、それが現行法で取り締り

に於いて賛成でございまして。これ以上

を刑を加重する要件としたり、あるい

ういうことのために、この刑法の一番

得ないというふうな場合は別ですが、

午後一時三十分まで休憩いたしま

す。

午後一時三十分まで休憩いたしま

のことがね。ちやうど強姦罪に對して

私は比較的それは事例が少いのだと思

午後一時五十分開会

○委員長(青山正一君)　休憩前に引き

続き、これより委員会を再開いたしま

告訴がないということでは一応認め

ておりますけれども、お互いに。しか

刑罰の一部を改正する法律案並びに

刑事訴訟法の一部を改正する法律案に

つきまして、午後の部の参考人の方か

し、ものそのものに對して直接ぶつ

ね。日常茶飯事。だから、そういうわ

けです。少数のことのためにたく

さん、御意見を伺いたいという存じ

ます。

は、これはだれだつて見ているので、

私は今の時点で、どうも若干その点が納

得いかなのようですが、どうでしょう。

○参考人(植松圭太君)　他の刑法の規

定で取り締り得ない場合にこのいわけ

る器物損壊、たとえば建造物損壊の場

合、これは明らかに建造物の規定があ

りますけれども、建造物とも言えない

し、また、業務妨害程度のものも器物

損壊として取り締りなくちゃならぬ場

合が相当あると思ひます。その場合

に、その器物が、ただ、きわめて軽微

な場合で、被害者にとつて大きな問題

でない場合には親告罪にしておき必要

がありまして、そうでない場合には、

やはりこれを非親告罪としませんと、

告訴したからといって、また、これに

對して非常に迫害を受けるというよう

なことになりまして、告訴することに

つきましてちやうちよするといふよう

な場合もありまして、その意味にお

きまして、私はやはりこれを非親告罪

にしておき必要があると考えており

ます。

○委員長(青山正一君)　ほかに御質疑

ないようでございますので、これに

て午前の部は終了することにいたした

いと存じます。

○参考人(國藤重光君)　國藤重光でこ

さいます。

参考人の方々に一応ごあいさつ申し

上げます。今日は長時間にわたりました

問題でございまして、広過ぎてもら

ず、狭過ぎてもららず、どこに線を引

とをしてほしいというふうなことで、

ていく、その捜査の過程においての研

究では大事なことだと思つてお示

ございました。当委員会の審査のた

くかというところは相当慎重に考えな

請託があつて、そして収賄をしたとい

究であればこれは別個ですが、どう立

法するかという立場においては、若干

きやならない問題でございまして。そ

う意味におきまして、結論的に申し

ますというところ、私はこの政府案に大

違つた観点で扱うべきじゃないか、そ

とが非常にたくさんあつた。そうし

て、しかも、それが現行法で取り締り

に於いて賛成でございまして。これ以上

を刑を加重する要件としたり、あるい

ういうことのために、この刑法の一番

得ないというふうな場合は別ですが、

午後一時三十分まで休憩いたしま

す。

午後一時三十分まで休憩いたしま

のことがね。ちやうど強姦罪に對して

私は比較的それは事例が少いのだと思

午後一時五十分開会

○委員長(青山正一君)　休憩前に引き

続き、これより委員会を再開いたしま

告訴がないということでは一応認め

ておりますけれども、お互いに。しか

刑罰の一部を改正する法律案並びに

刑事訴訟法の一部を改正する法律案に

つきまして、午後の部の参考人の方か

し、ものそのものに對して直接ぶつ

ね。日常茶飯事。だから、そういうわ

けです。少数のことのためにたく

さん、御意見を伺いたいという存じ

ます。

は、これはだれだつて見ているので、

私は今の時点で、どうも若干その点が納

得いかなのようですが、どうでしょう。

○参考人(植松圭太君)　他の刑法の規

定で取り締り得ない場合にこのいわけ

る器物損壊、たとえば建造物損壊の場

合、これは明らかに建造物の規定があ

りますけれども、建造物とも言えない

し、また、業務妨害程度のものも器物

損壊として取り締りなくちゃならぬ場

合が相当あると思ひます。その場合

に、その器物が、ただ、きわめて軽微

な場合で、被害者にとつて大きな問題

でない場合には親告罪にしておき必要

がありまして、そうでない場合には、

はそう動いていないようであり、まずの、今最初からそこで手を広げないでも、さしあたりここから出発して、そうして、その運用状況を見た上で、将来第三者供職まで処罰の範囲を広げると、こういうことでよろしかろうと思ひます。これまた、政府案に賛成いたしますのであります。

それから、次に暴力関係でございますが、これは、現在なお、暴力事犯が日本に跡を断たない、跡を断たないどころか、ますます横行しているところか、これは、これはなほ日本社会として不名誉な話であります。この暴力事犯というものがどういふところから出て参りますか、これはいろいろ原因があることと思ひ、これは、一筋なわでいけるものではございませぬが、しかし、日本社会における封建的な要素とでも申しますか、昔ながらの親分子分の関係というものが、今なお根を張っているというところは日本の社会、文化のあらゆる面における近代化の方向に、非常なじゃまをしているように思ひます。そういう意味で、これはぜひとも根本的にこれを絶滅させるような方策を講じなければならぬ。で、むろん罰則の一つや二つでもって、そういうことが解決できるものではないが、しかし、表面に現われたところの現象を罰則で押えるということも、その一環として考える必要があるわけでありませぬ。そういう意味において、また政府が、この暴力事犯に対する罰則を考慮されたことは、非常に適切なことであつたと思ひます。

で、問題は、これが他のいろいろな方面に乱用あるいは悪用されやしない

かというところでございませぬ。この点は、法制審議会の刑事法部会におきましても、一番問題にされた点でございまして、最初の当局から示されたところの原案によりますと、凶器を携帯する、あるいは準備する、こういうことが客観的な構成要件の中に入っておりませんで、単なる主観的な要素として、凶器を持って、生命、身体、財産に対して害を加える目的で集合したものと云つたような趣旨の規定になつておりまして、これで参りますという、客観的な行為自体としては集合行為、それだけであります。で、これは憲法の保障いたしますところの集会の自由というものをから考えまして、根本的に考え直さなければならぬのじゃないか、こういうわけで、私もその原案に対して強く反対を主張いたしました一人でございませぬ。

そうして、それじゃどうすればいいかという、これは非常にむずかしいのであります。凶器を實際にどこかにはつきり準備しているということ、これを構成要件の中に入れることがうまくいけば、これは比較的乱用のおそれが少ないのじゃないか、そういったこと、単なる集合ではなくして、集合という形態にプラス凶器の準備、こういうことがあるわけでありまして、こうなればよほどよくなるのではないか、そういう趣旨において、私は、法制審議会の刑事法部会ではこういう案に賛成いたしましたのであります。

で、凶器というものが、一体どの範囲のものをさすのか、これによつていろいろ問題が出てくると思ひます。たゞ、同じ一本の棒でありまして、

その使い方によつては凶器になる、使ひ方によつては凶器とは考えられないというところもある、この凶器というものを純粹に客観的に限界づけるといふことは、私の考えではかなり困難があるように思ひます。ある程度その行為者の主観的なものを考えさせないといふ、凶器の限界をはつきり出せないのじゃないか、こういうふうなことは、刑法のほかの条文でもいろいろあることでありまして、早い話が贈賄罪の場合のわいの概念にいたしまして、純粹に客観的には金品そのものであります、それをどういふふうに使ふかといふことでわいの性を帯びてくる、同じ一つの物体でありまして、それをどういふふうに使ひ意図を持つかといふことに

よつて、凶器になるという関係があると思ひます。しかし、むろん凶器といふことには、ある客観的な限界がなければならぬので、どんなものでも凶器になる、たとえば針一本であつても、それをどこか急所に刺せば致命傷を与えるから、これは凶器だ、こういうふうなことはおそく言えないのではないか。しかし、また、その限界に當るものについては、相當に問題はあると思ひます。そういう意味で、決してこの凶器といふことにいついて問題がないわけじゃありませんが、しかし、それが乱用にわたらないように、別の面で、考えていく、構成要件としてはこれで満足して、そうして捜査の過程において、乱用が行われないように監視する、その手段を考えたい、こういうのが妥當な行き方ではないかと思ひます。たとえは、どういふことを考えているのかと

申しますと、現行犯処分なら現行犯処分といふものを例にとつて考えますと、これは沿革的に申しますと、明白な犯罪といふことからきているのでありまして、犯罪性があることは非常にはつきりしている。また、その事実があつたことが明白で、だれも疑いをつけざる余地がない、こういう種類の場合に、特別の令状なくして行政処分ができる、こういう考え方でありませぬ。

で、労働争議なりあるいはそれに類似した場合でありますといふと、その違法性の点について相當の問題がある。そういう問題がある場合についてはこれは犯罪が成立しているといふことについて明々白々だとは決して言えないのであります。そういう種類の場合には、何もこういう種類の規定に限らず、およそどういふふうな罰則につきましても、私は現行犯処分は許されないのであるか、こういう考え方を持つてゐるのであります。これはまあ一つの例として申し上げたにすぎないのであります。が、乱用の面を考えますといふと、ほかの、現在ありますところの規定にもいろいろ問題の規定はございませぬ。で、この規定について、決して私は乱用のおそれが全然ないとは申しませんが、しかし、それは別の面から押えていくべきである、そして何と云つてもこの暴力事犯といふものを押えていくといふことを考えなければならぬので、そういう意味において、この規定はぜひ成立させたいように考えるのであります。

共同強姦あるいは器物損壊罪等を親告罪でなくするといふような点におきましても、私はやはり同様の趣旨から、この政府原案に賛成してよろしいように思ひます。

次に、刑事訴訟法の関係でございませぬが、ここにちやうだいたしたプリントには、緊急逮捕の拡張の可否の点もあつておりますが、おそろくこの点は一応問題がなくなつたのではないかと思ひますので、この点は省きまして、その他の点について申し上げます。

まず、権利保障の制限を強化する点であります。が、せっかく権利保障の規定を置きながら、これがだんだんに制限が強くなつていくといふことは、私非常に残念に思ひます。で、私非常に意味では、私は昭和二十八年の改正自体について非常に疑問を持つてゐるのであります。が、しかし、昭和二十八年程度に及ぶた現在において、さらにこの程度の拡張を考えるかどうかといふ点につきましても、先ほど暴力事犯全体についての私の立場を申し上げてみました。それと同じ趣旨において、この程度の改正はやはりやむを得ないと思ひます。『充分な理由』といふことを『相當な理由』に改めるといふことは、これまた、かなり大きな改正でございませぬが、しかし、もし現在通り、『充分な理由』としておいて、そして實際の必要上、運用の面においてある程度ゆるやかな運用をやつていくと、こういうことがもし起つて参りますといふと、私はその方がおそろしいと思ひます。私はそのと申しますのは、御承知の通り、緊急逮捕の規定には十分な嫌疑があることを特に要求いたしております。通常逮捕の相當な嫌疑と區別して、ここに十分な嫌疑といふことを要件にしてお

する考え方は一応もつともいうであ
りますが、しかし、いろいろと申しま
す。必しもこの「地位ノ利用」
の場合だけに限られた現象、事象で
なく、いやくも公務員が何らかの
不正行為に關連して不正な利益を得
ることも可能なものでありますから
して、従つて、ここに「賄賂」とい
ふ言葉を用いることも一向差しつか
ない、こう考へておる次第でありま
す。

なお、案の百九十八条第二項につ
きましては、案の百九十七条ノ四の裏
でありますから、これにつきましては、
別段に付加することは無いと思つて
あります。

それから第三点、第三者供賄罪の処
罰の要否について一言申し述べま
す。本法案には、第三者供賄を処罰
する旨の規定がありません。法制審議
会ではこれを設けべきであるという
意見がありました。確かにわれわれ実
務に關係しては一人といつても、
これがないという事は、抜け穴の感
がないではないのであります。実を申
せば、私もなど一個の意見でありま
すが、欲を申せば、第三者供賄の規
定があるにしろは無いと存じておる
のであります。しかしながら、これを
既往のわが國の檢察の実績に徴し
るに、昭和十六年の第三者供賄罪
の規定が設けられるまでに、この
規定がなかつたために実務上困つた
という事柄は無いのであります。ま
た、昭和十六年の立法後、この規定
を適用して起訴いたしました事件は
わずか数件、たしか四件だつたと思
いますが、その程度にすぎないよう
であります。それでこの際欲を出し
まして、

一筆に第三者供賄も刑罰の範圍に入
れる、そうむくくしなくとも、運用
の實に照らしまして、ひとまずこの
段階は実施しまして、どうしても今
まではそうでなかつたが、現在にお
いては必要があるのだ、將來にお
いては必要が出てきたと、こういう
段階に至りまして、この点の立法を
考へておき、かように存じておる
次第であります。

次に、その二の暴力關係の立法につ
いて申し上げます。

まず第一点、政府の最重要政策の一
つであるといわれております暴力追
放關係について申し上げます。申す
までもなく、暴力追放には、その根
源となる社会的環境の浄化、経済
的諸條件の改善等、あらゆる角度
からその要因を排除するに足る適
切なる施策が講ぜられなければなら
ないと思つておる次第であります。
この種諸取締り法令を整備し、強
化する事も確かに重要な一策と考
へられるのであります。すなわち、
今次の暴力追放關係の法案はこの
趣旨に出たものと見做され、その
要旨とするところは、現下暴力事
犯の取締り上最も緊急事と考へら
れる被害者等の保護と、この種の
犯の迅速確実な検査の実施を基調
として、この時宜を得た法案と考
へておる次第であります。

次に第二点、輪姦的形態によりま
すところの強姦罪並びに器物損
壊等の非親告罪化等の問題につきま
して一言いたします。強姦、強姦
は、風俗に対する罪でありますとも
に、個人の身体及び人格を侵害す
る暴

力的犯罪の色彩を帯びております。
特にこれらの罪が、いわゆる輪姦
的形態において犯される場合には、
その暴力的犯罪としての凶悪性が
著しく強度でありまして、その訴
追を被害者の利益のみによつて左
右することは適當でありません。一
方、被害者におきまして、内心で
は犯罪人の処罰を望んでおられま
しても、加害者等の報復をおそれ
て告訴することを躊躇ふたり、あ
るいは告訴取り消しを余儀なくさ
れたりいたしまして、いわゆる世の
中には泣き寝入りとなる場合が少
くないのであります。また、器物
損壊罪及び私文書毀棄罪は、暴力
的犯罪といつても、最も単純かつ
典型的なものでありまして、現下
その取締りの必要性が痛感される
にかならず、被害者がこれまた犯
人による報復をおそれ、あるいは
個々の事案としては比較的輕微
である等の理由から、告訴せず、
あるいは告訴を取り消す場合が多
いといふ趣旨を以て、前申しまし
のとおり、前申しましたとき実情
にかんがみまして、これらの悪質
な暴力事犯の取締りの実効を期
するとともに、被害者の保護とい
う見地からいたしまして、これは
まことに適切な立法処置と考へら
れる次第であります。

次に第三点、いわゆる凶器を持
持凶器集合罪についてであります
が、最近いわゆる暴力団等の対立
抗争に基因する殺傷事犯が各地に
発生いたしまして、これに關連いた
しまして、いわゆるなぐり込み等
の暴力的徒輩が集合相対し、善良
な

る市民に著しく不安を感じしむる
事態を惹起しておるのであります。
これを検査、処罰せなければならぬ
場合を遂行するのであります。必
ずしも適切な処罰規定が見当りま
せん。その取締りに相當困難を來
たして、その実情にあるのであり
ます。本法案第二百八条ノ二の規
定は、まさしく右のような実情に
かんがみまして、かような事犯を
規制するために設けられたもので
ありまして、最近における暴力団
等の殺傷事犯を迅速かつ確實に防
遏するために必要かつ適切な規定
と考へられるのであります。なお、
同規定の一部の方から懸念されて
おられますが、世のある規定が正
當なる労働運動等を対象として
いるものではないか、かといふよう
な一方面的に適用せられるがた
めの立法でないことは、ほとんど
これは申すまでもない点であらう
と思つておる次第であります。

次に第四点、權利保護の制限強化
についてであります。それが刑事
訴訟法第八十九条第五号は權利
保護の除外事由の一つであります
が、そのうち「行為をなす」とい
ふに、云々「行為をなす」といふ
に、充分な理由」と、こういうふう
に規定されておられますが、運用
の實際におきましては、本号に該
當する事由を疎明することが非常
に困難でありまして、從來ほとん
ど活用されていまい、実情にある
のであります。そこで、いわゆる
お札参りをすると疑うに足りる
相當な理由がある場合には、保釈
を許さないこととするによりまし
て、被害者らの生活の平穩を確保
するとともに、これらの者が安ん
じて証言できるようにして、刑事
司法の適正な運用

を期する必要があるものでありま
す。いわゆるお札参り行為の對象
に被害者等本人ばかりではなく、
親族を加えようとするのも、この
法案においてさういふ意図が含ま
れております。右と同様の理由に
基くものでありまして、この点に
關する今回の改正は、われわれの
方面から見まして、被害者の保護
、それから刑事司法の適正なる
運用、確保の両面からいたしま
して、どうしてもこれはやはり必要
だ、かように存する次第でありま
す。

第五点、暴行・脅迫罪を緊急逮捕
し得る罪に關する点についてあり
ます。暴行・脅迫の罪に當る事
犯は、これは暴力事犯の典型的な
ものでありまして、この種事犯に
つきましては、犯罪発生後すみや
かに犯人の身柄を確保することに
よりまして、初めてその取締りの
目的を達し得るのであります。が、
両罪の法定刑は、御承知の通り、
いづれも最高限が懲役二年であり
まして、現行法のもとにおきま
しては緊急逮捕が許されなかつた
ために、その検査、取締りに実
は支障を來たすという場合が少
くないのであります。本法案にお
きまして、これらの罪を犯した者
について、緊急逮捕できることに
して、この種の事犯取締りの実
効を期すためには、暴力事犯取締
りの実効を期すためには必要かつ
適切な措置と考へるのであります。

なお、罪状の重い犯罪につきま
しては、緊急逮捕の規定は、必ずし
も憲法に違反しないとする最高裁
判所の判例があります。昭和三十
三年十二月十四日の大法院の判
決であります。昭和三十三年十二
月十四日の大法院の判決でありま
すが、暴行または脅迫罪を緊急逮
捕できるとする右の判例の趣旨は
な

いといわれれば考えておる次第であります。

最後に第六点といたしまして、被告人の退廷に関する規定についてであり、刑事事件、特に暴力事犯の被害者、目撃者等の証人は、被告人の面前で真実を供述した場合、被告人等によってあとでしつぱい返し、報復されることをおそれて証人として出頭せず、あるいは出頭しても、被告人の面前では十分な供述をなし得ない場合が少なくないのであります。そこで、これら被害者等の人権を擁護するとともに、証人をして十分な証言をなさしむることによりまして、刑罰権の適正かつ迅速な実現をはかる必要があると思ふのであります。すなわち、本法案第二百八十一条の二及び同三百四十二条の規定は、右のような必要性に基くものと思料されるのであります。一方、この規定の内容を検討してみますと、弁護人が立ち会ってありますこと、それからして、供述終了後に被告人にその証言の要旨を告知して、その証人を尋問する機会を与えることを要件としておるのでありますからして、これまた、実質上必ずしも憲法によって保障されております被告人の証人に対する反対尋問権を喪失せしむるのではない。その点も十分考慮されておると考へるのであります。

〔理事〕松定吉君退席、委員長着席

事案の真相を明らかにして、刑罰権を適正かつ迅速に実現するためと、それからして被害等の保護を全うするためにこれまたやむを得ない一つの事情に即した立法として是認せられなければならぬ筋合ひであると存する次第であります。

以上、はなはだ簡単であります、私見の一端を述べた次第であります。

○委員長(青山正一君) どうもありがとうございました。

○委員長(青山正一君) 次に、神島日吉君にお願いいたします。

○参考人(神島日吉君) 私は、今度の刑法の一部改正について、組合の立場からいろいろとお話をしてみたいと思ふのであります。

あつせん収賄罪についてはさておきまして、暴力団の追放という言葉でもって貫かれております今度の刑法の一部改正について、確かに暴力団は追放しなければいけないし、そしてまた、これを取り締まることも、きびしくやらなければならぬというふうにも感ずるわけです。しかし、暴力団は、単なる刑法を用いて処罰することによつてこれがなくなるわけではありせん。こういうことは、暴力団が存在するということについては、これは一つの社会悪であり、また、一つの政治的な貧困から来ていると考えられるわけですから、こういふた暴力団に対する政治的なものとして取り扱わなければならぬ点から考えると、暴力団やぐれん隊に、いわゆる一定の職を与えるという形でもつてやらなければ、単に刑罰をもつてこれをなくしようとしても、おそろく暴力団やぐれん隊という、その性質から見ても、それだけでは非常に狂暴化する危険もあるのではないか、このように考えられるわけでありまして、

いま一つ、私の考えますことに、この百五十二条、二百八条、二百六十三条の、この三つの改正箇所についても考へられることは、これは暴力という名

において貫かれておるけれども、最近の組合運動に対する刑事事件等を総合して考へてみますときに、これが拡大解釈をされたり、あるいは乱用される危険を多分に含んでおります。このことは、しばしば労働組合としては運動の中で経験しておりますし、過去の「暴力行為等処罰に関する法律」につきましても、制定当時においては、これを労働運動や農民運動に適用しないということが明らかにされておりましたけれども、これが最近に至つては、その適用が非常に顯著に現われてきておる、こういう点から、私も暴力団を取り締まるという法案を、一般国民を社会秩序の上から規制するところの一般刑法の中で、暴力団等を取り締まるという形において入れられることは、あたかも国民を暴力団やぐれん隊と同じような扱いをしておる考へと見受けられるのであります。ですから、そういう点では私も、別個な形でもつて法案を一つの範囲を限つて、こういふ暴力団やぐれん隊を取り締る法案を別個に整備することについて反対をするものではないと思ふけれども、今言つたように、国民すべてを暴力団やぐれん隊と同じような形でもつて規制しようというところに、私も労働組合運動についても、拡大適用される大きな危険性を持つておる、このように考へられるわけでありまして、

百五十二条についての改正の面から見ても、これについて私もいろいろいふ形でもつて、今までお礼参りを禁止するといふ形では、確かにお礼参りというやうなことはいやなことでありまして、特に禁止をしなければいけないと考へるわけでありまして、けれども、今までの労働争議の中で、いろいろその過程の中で逮捕や勾留が行われます。そうしますと、それを今度は組合側はこれに対する抗議をやつたり、あるいは陳情をしたりいたします。そういう場合によつては、それらの関係する人々に面会を申し入れて、これらの釈放の要請をしたり、あるいは必要な措置をとることがあります。そうすると向う側では、このことについて、あまり快しといたしません。ですから、そういう面では、この面会を強要し、あるいは強硬威迫を行うという形の中では、ある程度の面会を強要する場合もありません。そういうことが組合運動と結びつけて行われておることと、暴力団を取り締まるという形においてのお礼参りというものは、おのづから性格が異なりますけれども、法の文面では、そういうものが別個に存在いたしません。ですから、そういう場合には、特にわれわれの面では、運動と合せて正しい形でもつて事実を明らかにするために、そういう事件で逮捕、勾留が起つても、それを明らかにするための行動ですら、この条文に引つかつて制約をされる、こういうことを非常に私も危険に思ふわけでありまして、それからもう一つは、これは新聞記者等が、やはり労務事件などに見られるやうに、いろいろと事件の真相や何かでかけ回ることがありますが、その際でもやはり若干こういった面がないとは言ひ切れぬのではないかと、そういうふうな考えられますし、弁護士の、またそういう立場からの調査等も、これによつて阻害されるのではないかと、こういうふうな考へてみますと

き、お礼参りという一つの暴力団体が行うやういふ行為が、われわれの正しい直実を求め、または正しいことに對する抗議までも制約する形になる、このように私は思つて、このことについては、非常に懸念をしていふところであります。

それから次に、二百八条でありますけれども、この持凶器集合罪については、一般刑法の中でうたわれることに私も強く反対をしていふわけでありまして、ここにありますように、「目的ヲ以テ集合シタル場合」次に「兇器ヲ準備シ、又ハ其準備アルコトヲ知テ人ヲ集合セシメタル者ハ」ということになっておりますけれども、凶器の認定や、それから凶器を持つておるやういふ暴力団やぐれん隊が集まるにいたしまして、昔のやうに凶器をかついたり、あるいは竹やりや、それからなげななを持つてやつてきたりするような暴力団の集合というものが、現在あり得るのかどうか、私はこういうことはおそらく何年に一回か、あるいはあるかもしれせんけれども、そういうものは、今の世の中でありまして存在し得ない。持つていふか持つていないかということについては、このことの認定は、先に立つておる警官が主観的にそれを判断をして措置することになれば、集合したそのものが、一つの犯罪の構成要件になつておるに對しては、今後の私も組合運動について非常に危険するものであります。私も労働組合というものは、多くの者が團結と統一という場の中で守られており、自分の生活権を守るために組織されておりますけれども、労働運動というものは一人

えられることは、これは暴力という名において貫かれておるけれども、最近の組合運動に対する刑事事件等を総合して考へてみますときに、これが拡大解釈をされたり、あるいは乱用される危険を多分に含んでおります。このことは、しばしば労働組合としては運動の中で経験しておりますし、過去の「暴力行為等処罰に関する法律」につきましても、制定当時においては、これを労働運動や農民運動に適用しないということが明らかにされておりましたけれども、これが最近に至つては、その適用が非常に顯著に現われてきておる、こういう点から、私も暴力団を取り締まるという法案を、一般国民を社会秩序の上から規制するところの一般刑法の中で、暴力団等を取り締まるという形において入れられることは、あたかも国民を暴力団やぐれん隊と同じような扱いをしておる考へと見受けられるのであります。ですから、そういう点では私も、別個な形でもつて法案を一つの範囲を限つて、こういふ暴力団やぐれん隊を取り締る法案を別個に整備することについて反対をするものではないと思ふけれども、今言つたように、国民すべてを暴力団やぐれん隊と同じような形でもつて規制しようというところに、私も労働組合運動についても、拡大適用される大きな危険性を持つておる、このように考へられるわけでありまして、

百五十二条についての改正の面から見ても、これについて私もいろいろいふ形でもつて、今までお礼参りを禁止するといふ形では、確かにお礼参りというやうなことはいやなことでありまして、特に禁止をしなければいけないと考へるわけでありまして、

第三部 法務委員会會議録第二十七号 昭和三十三年四月十五日【参議院】

七

という存在はありませんし、必ず常に集団的に組織されます。ですから、そういう場合に、集合しているそのときに凶器を持っておるかいけないかということについては、非常に認定は、先ほどから申し上げる通りに、警察官の主観でもって直ちにやられる。そうしますと、その時点においてとにかく捜査をし、逮捕をするということになりますと、あとで釈放されても、その時点におけるわれわれの集合の目的、そういうものは、すべてなくなってしまうわけでありまして、ですから、私どもはわれわれの目的遂行のために集合した場合でも、これが拡大利用される危険があるし、そしてまた、凶器というものはつきりした認定がこれは主観的に行われる。ですからナイフ一つ持っておいても、そのことが、ナイフで鉛筆削りをしているときは鉛筆削りでありまして、それを保持して行動をするれば命も断つことになりまして、そういったもので凶器として認定をされないという保証はありません。ですから、そういう面で、この凶器の認定についても、また、凶器を保持しているか、持っていないかということが明らかにされて集合がされるようなことは、現在の実情の中では、社会の中ではあり得ないだろうし、やはりこういうものを持って集まる暴力団やぐれん隊にいたしまして、私は外から見えるような凶器を持っては集まらないだろう。そうすれば、そういう形の中で警察官は主観的に集合したそのものを捜査し、手入れをし、そして逮捕をすることも許されるとすれば、大へんなことになるかと考えるわけです。それから多くの場合でありますけれど

も、メーデー事件のときか何かでありますけれども、プラカードの柄までが凶器として扱われた例があるのであります。そういう点から考えますと、プラカードを持ってやりますけれども、もみ合ったりなんかすると、プラカードのワタだけになったような場合、こういう時でもやはり何かそこにあるとすれば、そういったもので凶器の指定を受けるような結果になるので、非常に労働運動については危険視しなければならぬ、こういうふうに見えるわけでありまして、ですから、このことについては、私は先ほど来申し上げるように、別な暴力団とぐれん隊を規制する別個の法律の中で規制すべきであつて、こういった一般刑法として国民を規制する法律の中に、この種非常に危険な要素を持つておる、拡大利用の要素を持つておるこの種法律については、非常に私どもの運動の面から危惧しておる次第であります。

それから次の二百六十三条のことです。ありますがこれは関連する二百五十九条と二百六十一条、いわゆる私文書毀棄罪と器物損壊罪であります。これについて従来の親告罪にすべきである、非親告罪にされた場合に多くの問題が組合運動の中に起きてくる、こういったことを申し上げたいと思うのであります。従来は、団体交渉をして、集合をしても、これが大衆という形の中で行われますので、うしろから押されてガラスを割ることもありますし、それからまた、団体交渉の席上で、仄ざら落ちて割れたりするようなこともありますし、いろいろな面で相手の出方によつては、非常に正常な団体交渉ができないようになった場合に、一つや二

つ、ガラスの一枚か二枚こわれるようなことも、しばしばございました。しかし、これは言いかえれば、労使関係のことでありまして、内輪けんかしでも仄ざら割れることもありまして、それからガラスもこわれることもありまして、しかし、そういった形の中で、今までは大体処理されてきておるのでありますけれども、これが非親告罪といふことになりましたと、そのこととて、われわれは逮捕されたり、あるいは呼び出しを受けたりして罪に問われなければなりませんし、そうしますと、われわれの正常な組合活動の中で若干の行き過ぎ等で相手の出方によつて起きたそのことも、常に刑法に問われる形になるのであります。ですからこういった形のもは、従来通りに、私ども労働運動の立場から考えれば、親告罪にすべきではないか。これが私はこういつた流れの中で、全部今お話しましたものがすべて暴力団等の取締り上ぜひ必要だという形でもって修正がなされようとしている点について、非常に国民の立場から、労働運動、農民運動、平和運動を進める立場から見ても、この種のものが拡大利用されて、われわれの正当な、いわゆる組合活動なり、生活を守るといふわれわれの立場を法律をもって踏みこじろうとするのじやないか、こういうふうにしからざるべきものであります。ですから、こういう点について私どもは強く反対をしなければならぬし、反対をしてきておるところであります。従来の二、三の例を見まして、今まではいろいろと労働運動に対する刑事弾圧は、ややもするとストライキとか、あるいは集合した際に、接

触点においていろいろな行為が行われて、公務執行妨害であるとか、威力業務妨害であるとか、それから建物侵入罪であるとか、器物損壊罪であるとか、いろいろな形のものが出てきたわけでありまして、そうしてこの種のものがあつたわけでありまして、最近の二十八年ごろから暴力行為等処罰ニ関スル法律の適用が多くなつてきておる。それからまた、昨年来の戦いの中から見ますと、いわゆる労働運動や、それから平和運動に全然無関係の法律を適用して刑事弾圧が下されておる。このことは、すでに新潟の闘争で鉄道営業法が適用されたり、それからまた、砂川事件で刑法が適用されたり、それからまた、最近の事例としては、中央郵便局におけるところの郵便法の七十九条が適用されるような経過を見まして、今度の刑法の一部改正が、組合運動に適用しない、そういったことを適用することは間違ひである、いろいろな方が言われておりますけれども、従来の経緯から見まして、この法律がひとり歩きをするようになりまして、必ずわれわれの上に大きな制限を加え、あるいは条文の上から拡大解釈をされて、多くの弾圧が加えられることが予想されるわけで、こういったことについて従来のいろいろな例についても、それからまた、一つの警察権の乱用と思われるような事例についても、たくさん私どもは例を持っておりまして、そういった点で、そういった過去の、戦前の警察官の行き過ぎ等から見ても、この刑法が将来にわたつて私どもの運動を大きく阻害し、阻害するだけじゃなくて、弾圧にまで発展をする危険も多分に持つておる

と考えておるわけでありまして。ですから、私どもは暴力を取締りするという形であれば、特に暴力団やぐれん隊という形の規制をした上で別個の法律を作るべきであつて、刑法の一部改正という形になれば、それは大きく国民の中に授けかけて、そして長い年月を通じて、またと改正をすることのないように慎重に行うべきである。そしてまた、一つ一つの出てくる事案によつて刑法がそのつどそのつど改正されるというふうなことは、これは許されないことではないか、このように考えるわけでありまして。

最後に、あつせん収賄罪でありますけれども、あつせん収賄罪については、岸首相が暴力、汚職、貧乏を追放するといふ形で、特に両事案にほつたことについての配慮は私は十分わかるわけでありまして、このあつせん収賄罪という法律の条文の中でほんとうに取り締ることができぬのかどうなのか、こういうふうなことを考えてみますと、そのことはただ刑法の改正をした、こういった気安めに終つてしまふのではないか、いわゆる犯罪構成要件の立証がその中で非常に困難ではないかといふことも考えられますし、また、先ほど来話されておりますように、第三者供賄についても規定がはっきりしていない。この規定でもってほんとうに汚職を追放することができぬのかどうか、もともと国民の立場から申しますならば、公務員の高級官僚や各種会議のその地位にある議員、こういった方々については、少くとも日本の政治にあずかる人々であり、中央の政治にあずかる人々である。そういう点からでは、私はもう少しそれら

の政治責任というものについてもきびしい取締りが必要ではないか。この種のこともって私はそれでは、ない方がいいのか、こういうようなことになりはまたしたというような、こういった汚職追放の刑法の改正については、これは大へん国政の最高を預かる国会において考えますときに、小市民的に、あるいはある方がましだろう、ない方がいいだろうという形でなくて、もっともつとすつきりした、そしてまた、それらの不正が根絶するように、法律の上からも強く規制をすべきではないか。それからこういった形のものの、もつてある部分的な制約をしたところのあつせん収賄罪という形になりますと、そのほかのものはどうなるのかということになりまして、これだけの条文でもって取り締られて、すべての汚職が追放できるとは考えません。かえって私は、これ以外のものは汚職にならないのだという考えから汚職がふえる形になる、こういうふうにしに考えられないし、それからまた政府は、汚職を追放するといつて、これだけの条文でもって一つの国民に対して欺瞞する形にもなるのではないか、このように考えるわけでありまして、ですから、私は少くともこういった刑法の一部改正については、あつせん収賄罪な

要はないというふうに考えております。

してその罪悪を国民から見守らせるといふ形の中においても、国民の中で、あるいは各階層で汚職をなくする刑法の問題が論議される、そのことの方が、より汚職をなくすることにもなるので、暴力、汚職をなくするという形の中で、今度の刑法の一部改正が出されましたけれども、お話をきつてこうであるけれども、確かにそのようになければならないけれども、今度の改正については、あまりにもわれわれとしては暴力の取締りという名において組合運動についての弾圧が予想せられ、それからまた、汚職をなくするという形で狭い範囲のあつせん収賄罪という、こういった形の中で、事実これが取り締られるのかどうか、こういったことを考えてみますときに、私どもはもつとも慎重に刑法の一部改正についてはなされるべきであると考えるわけでありまして。

刑事訴訟法の一部改正については、これについては緊急逮捕の範囲が削除されましたので、組合運動の面から懸念するという形のもは、「弁護人の意見を聴き」という点が、何かと意見を聞くだけであらうと思ひますし、手続上の問題であり、裁判官が認定を下す問題であるからわかりませんけれども、これらについては、私どもはできればもう少し強い形で「弁護人の同意を求めて」という形になればなおいいのではないかと、このように考えますし、その他については「充分な理由」を「相当な理由」というふうに、手続上の問題としてなつておりましたけれども、これについては、あれはたしかこの前改正を見たばかりではないかと思ひので、今こゝであらためて改正の

要はないというふうに考えております。

○委員長(青山正一君) これにて参考人の方の御意見は全部終了いたしました。御質疑の方は、順次御発言を願います。

先生は法制審議会の有力なメンバーですから、やはり審議会に出席されまして議論された関係上、審議会の結論というもののやはりとらわれる点もあらうかと思ひますが、そうじゃなしに、一つさつぱらに先生自身の見解としてお聞かせ願ひたいと思ひます。法制審議会の結論は結論として、私どももまた別個にお聞きしておるわけですから、その点お願ひしたいと思ひます。

最初に、請託の点であります。先ほどの先生の御意見ですと、これはない方がよいという御意見でありました。が、私もその点は同意です。それでは法文の解釈であります。今までは請託という文字が刑法の収賄罪で使われておりますが、その点に関する判例等の解釈は、特に内容的に不正な事柄というものを含む必要がないというふう

うになつておるようです。ただ、その判例、私も詳しくは研究をしておりませんが、今までの判例が、今までの前提としては、現在までの刑法の条文において、普通の職務に関する収賄、そのことについての請託という関係でありますので、私は判例の結論というものはそれで正しいと思ひます。が、ところが、今回のあつせん収賄罪そのものは、内容的に、「職務上不正ノ行為」云々と、こういうふうになつてしまつてきておるわけですね。そうしてみれば、本体そのものが今までの収賄罪の規定と違つておるわけですから、今までの判例がそうだから、この百九十七条ノ四の新しい規定においても、請託というものは内容的に、不正なものも含む必要がないのだと、そういうふうにはいけなかつたと思ひます。で、そういう立場から考えますと、すなわち読めば、この請託というものは当然然と書いてあることから、その本体の請託でなければ私には意味をなさなかつたと思ひます。そういうふうに私はこの点解釈しておるのですが、そうなりますと、このあつせん収賄罪に対して請託ということがあることが非常な大きなしほりになります。ところが、このこの立証といふことが必要にならば、だからその点のよしあしは別として、だからといつて、この法文の解釈を提案者が説明しておるような解釈が正しいかどうかといふことは私は別だと思ひます。法文自体をうなはねて読めば、やはりこの請託というものは下のほうの本体そのものがそこにかかってくる、これが正しいのかどうかといふふうな考へておると思いますが、この点に対する見解をまずお聞きしたいわけですね。

○参考人(國藤重光君) 実質的に申しますと、私も國藤議員のおっしゃるのと大体同じようなことになつておるのですが、ただ、条文の解釈として特にそこまで限定をつけなければならぬのかどうか、単なる論理解釈だけならば文字通りとつて、この請託には不正であることを要しないと見ることもできなくとも、請託を受けておる、さういふ意味で両方が一致することが多いだらうと思ひます。しかし、条文の解釈としてそこまでいけるかどうか、なお、私研究を十分その点に突き詰めておりましたから、十分の自信を持って申し上げることはできませんが、さういふあたりは、当局の御解釈でいいのじゃないか、解釈としてはいいのじゃないかと思ひます。ただ、実質的に見ると、おそろしくこの両方が一致する場合しか考えられないのじゃないか、実際問題として出てきたのがそういう意味で大きなしほりになつてくる、まあなければならぬ方がいい成文ではないだらうか、そういう意味で申し上げておるのであります。

○國藤得治君 もう一つ、これは午前中もちよつとご聞きした点ですが、昭和十六年のときの法案のような、公務員がその地位を利用して云々と、あとはしほりがたい、そういうことにはこれがなつておらないわけですが、この条文自体だけを白紙で見れば、公務員は以下に書いてあるような行動をしてはならないのだと、それだけにしか私は読めないと思ひます。その公務員が個人の立場で行動しようが、あるい

は弁護士としての立場で行動しようが、そういうことはこの条文自体から私は出てこないように思うのです。ところが、提案者の方ではそうではない、公務員としての立場での行動というふうな解釈しているようです。だからまあ地位を利用してというのと、實質的には大して変りはないのだというふうな説明等もされているようですが、しかし、それはどうもいろいろせんざくをして、実際上はそういう場合にだけ適用するのだとか、そういうことなどであつて、条文自体としては、そういうふうなものにしようというのであれば、もし地位を利用してというのが少し下の方にしほる条件がたくなると、さらにそういうものを加えちゃ大へんだという考慮があるとすれば、たとえば公務員として以下のこととをやつた、何かそういうのが一つ入りませんと、この条文自体からは、当然にこの公務員としての問題だけが扱われるのだということは、私は出てこないと思ふわけですが、その点の解釈はどうですか。

○参考人(國藤重光君) 私もその点について、最初かなり疑問を持つておつたんですが、いろいろ考へてみると、「賄賂」という文句が使つてあるのですね。わいろということになれば、純然たる私人の立場において金品を受取るというのが概念上入らないのじゃないか、「賄賂」という言葉があることによつておのずから公務員という地位になつてなきやいけないということが出てくるのじゃないか。それでおっしゃいますように、公務員の地位を利用するということになればこれは非常なしほりになります、これは強過ぎ

ると思ふのですが、公務員というしほりにしてゐる、そうなりますと、公務員としての地位においてやつたんだというのを立証しなければならぬ。そういう立証の困難が多少多くなるのじゃないか、それで「賄賂」という言葉を使つてある以上は、公務員としてでないということがもし被告人側によつて立証されれば、犯罪を構成しないと思ひます。そういうことが言えない限りは、犯罪構成するという事になると、ちよつと筆証責任が転換されたと思ひますか、その言葉は正確かどうかわかりませんが、被告人が積極的に公務員としての地位においてしたのじゃないかということが言われる限りは、わいろ性が認められないのじゃないかという工合に見ますれば、案において、この案がやや強い案じゃないか、私自身も公務員として案を考へてみたことがあるのですが、そういう意味において私は主張しなかつたのであります。かえつてこの方が適切な取締りができるのではないか、かように考へております。

○龜田得治君 そのしほり方の程度の問題を私は今言つてゐるわけじゃないので、しほり方としては、私はむしろ公務員が公務員としてやつたあつせん行為、これに対する報酬、これは全部処罰するというふうな、この職務上不正の行為云々というふうなことは、そういうことは全部省いてしまつて、むしろそういうふうな考へておるの、この条文をもつとしほりをかけようという意味で申し上げてゐるのじゃないのです。むしろ考へ方は適当なんです、法文自体がどうも政府が説明しておるようにならうに読むのが少し無理

なところがあるのじゃないかという気がしてゐるのです。なるほど「賄賂」ということが書かれておるわけですが、しかしまあ普通わいろといへば、公務員が何か自分が判を押してそれに對してわいろを取ると、そういうことがわいなんので、この場合は自分は何もせんで、ほかの者について走り回つて金銭の授受をするわけですから、これはすでに言うてみれば、わいろの概念が若干広がつてゐるわけですね。だからそういう何といひますか、そういう意味のわいろだと思ひますから、だからそれだけで果して公務員として以外の行為、これは当然除外されることはどうも出てこぬといふには思ふのですが、それじゃ弁護士とか会計士とかそういう諸君はどうか、その立場でやつた場合、これは当然刑法三十五條の規定で免責されていくといふふうな、一応そういう門をくぐらなければ放免されないのじゃないか、これならばともかく公務員の地位を持つておる者ならば、どんな理由があろうともこういう行動をしてはならない、私はその考へ方も一理があると思ふのです。公務員の立場を厳格に解する場合に、いやそんな解釈にならぬ。当然政府のような解釈になるとおっしゃる方もあるのだから、それは大体公務員というこの職責といひますか、平生の行為自体に對する考へ方の違いがやはりそこに出てきておるのであつて、これは裁判官のものの方によつて私はどうなるかわいのあるようなことであらば、公務員としてという一字を入れたつて、それによつて非常なしほりがかかるというのじゃない、むしろこれはしほりがか

かり過ぎてゐるのですから、少くとも条文を作る以上はそういう点は明確であるべきじゃないかと思つてゐるのです。○参考人(國藤重光君) 仮案の規定であるとか、戦時特別刑法に出て参りましたあゝいう規定は私はあまり賛成しませんので、一方では地位を利用するといふ範圍が非常にはつきりしないのでございませう、どの程度まできたら利用したと言へるのか、利用という言葉は非常にあいまいでありまして、それも戦時刑法あたりならばこれはやむを得ないと思ひますが、平時ならば、やはり合法的な活動の範圍と違法な活動との界限をはつきり限界づけるということが非常に大事なことであつて、私はそういう意味で、前に出てきましたあの案にはどうも賛成しがたいのであります。どうしてもやはりこの不正あるいは相當ならざるといふふうな言葉でしほりをつける必要があるのじゃないか。そうなつて参りました場合に、なるほど龜田委員のおっしゃいます通り、多少の問題があると思ふのですが、私ここからは結局考へ方の違いかもしれないが、わいろといひますのは、やはり純然たる個人の間の金品の授受はどういう意味においてもわいろといふものにならないのじゃないか、何らかの職務あるいは地位というものとの関連がある場合に初めてわいろ性を帯びてくるので、龜田委員のおっしゃいましたように、確かにわいろといふ概念自体が今までの刑法の概念より広がつてきております。それは確かでありませうけれども、しかし、それに

もかわらず、やはり「賄賂」といふ言葉を使う以上は、公務員の地位と無関係のものは含まない、これは私当然のことじゃないかと思ふんです。で公務員としてという文句を入れますと、やはりその点の立証を積極的になさなければならぬ、犯罪事實を書きます際に、やはり公務員としてということを書くわけですから、その点の証據關係も必要になつてくるのであります。かえつてそれは適當じゃないんじやないか。龜田委員のおっしゃいますように、あゝの方を非常にゆるめてしまえば、それは一つの行き方だと思ひますが、私は、それはどうも限界が不明確になるがゆゑに賛成いたしかねるのであります。であつた方にこういうようなしほりをつける以上は、前の方はこれでもいいんじやないか、「賄賂」ということで一定のワケがありますからして、そこでおのずからその限界が出てくるのじゃないかと、私はそのように考へております。

○龜田得治君 それから請託の点ですが、大部分の場合には、私が御質問したように、両者が一致するだらうといふふうにお答えになつたわけですが、法文の解釈としては、一致しない場合でもやはりこのあつせん収賄罪成立の請託を見ているという御見解ですか、一体それは理由は、どういふことでそういう御見解になるわけですか。

○参考人(國藤重光君) 請託をするのは、その公務員でない賄賂側が請託を起す、そうして請託を受けて公務員が他の公務員に不正な行為をさせる、で従つて、よろしく頼む、この件についてよろしく頼むといふことを賄賂側が言つて、公務員が承知したというので他に不正な行為をやらせるように

あつせんする。請託をするこの内容に不正なことは入っておらない。この件についてはよろしく頼むというだけのことであつて、別に不正なことをしてくれとは請託しておらないという、こういう場合でも、これから除外するという根拠は私は積極的に出てこないと思うんです。で少くとも、従来の刑法のほかに規定に關する限りは、特にそういう限界が、この限定がないものと考えられてきたわけでありまして、どうもこの句点だけについて實際上一致する場合が多いという理由だけで、論理的にも一致しなければならぬんじゃないかというところは出てこないんじゃないか。で先ほど申し上げましたように、私なおこの点十分突き詰めた研究をいたしておりませんので、あるいは将来考へ方を変えるかもしれないが、さしあたり現在の考えとしてはどうもこれを限定するだけの根拠がないように考えております。

○大川光三君 先ほどから龜田委員御質問のように、この請託という中には不正の行為をさすということが含まれておるかどうかということについて、実は午前の参考人に問はれました植松先生からも、この条文を靜かに読んでみると、請託という中には不正の行為をさすという内容が含まれておるといふようにしか読みとれない。こういうような御解釈です。そこでただいま先生のお話を伺つて考えますことは、不正のことをしてくれという請託をする場合と、ただ正しいことをしてもらう意味で請託をする場合と、二つあると思う。そうしますと、その次の条文でありますいわゆるあつせん贈賄者の処罰についてこれは

考慮しなければならぬ、もしこの請託というものが不正の行為をさすということを含んでおるのであれば、その意味においてのあつせん贈賄者を嚴罰にするといふことはわかりやすけれども、請託をしたその人は正しいことを一つお願いしたいといふにとどまつておるといふことになりまして、あつせん贈賄罪の処罰の關係において、一応矛盾を來たしてこないだらうか、あるいはあつせん贈賄について、その過程の面において非常な甲乙をつけなければならぬじゃないかという觀念があります。その点、いかがでございますか。

○参考人(國藤重光君) 私は、午前中の植松教授の御意見を伺つておりまして、どういふ根拠でそういう御解釈になりましたか、私それを反駁することはできないのでありますが、あるいは一つの學説として、そういうことも十分に可能であらうかとも思つておりますが、私はどうも、その点の區別がないように思ふのでありまして、その点から申しますと、贈賄側の刑罰につきまして、この一般の贈賄と刑を區別していくという点、多少の疑問は私もやはりあるように存じております。ただ、いろいろの觀念が從來より広がつてきて、普通の贈賄とはやや罪質が違つてゐるのじゃないか、そういう点からしてこの百九十七条ノ四の方は單純收賄と同じ刑罰でありまして、贈賄側の方がやや軽い刑になつておりますことも全然理解できないことでもないと思つております。私も法制審議会の刑事法部会では、贈賄側について、一般の贈賄と同じ刑にしてはどうかといふことも申してみただけでありまして、いろいろ考へまして、多少罪

質が違ふ点があるのじゃないか、そういう点から刑のニュアンスが出てくるということもさしあたりは一つの案として十分に考へられることで、そういうことで私は賛成したわけでありまして、

○龜田得治君 次は、暴力關係の規定ですが、先ほどからまあ神島参考人の方から御意見のあつた点ですが、私もこの暴力団のような存在が非常にたくさんある、はなはだしく私も遺憾に思つております。しかし、これをほんとうにほかに迷惑をかけないで適當な立法措置をやらうといふのであれば、例の暴力行為等取締法をこの際全面的に檢討して、そうしてあの中にも必要なものを全部織り込んでいくとか、あるいはもうあれを廢止してしまつて新しく暴力団取締法といふふうなもの、名称は多少まだあるかもしれないが、そういうものをはっきり作つて、そうしてそういう団体の定義なり、あるいは暴力団のやはり手口といふものは大體経験でわかつておるわけですから、そういうものを具体的に詳細に書いていく、そうして刑としては私は相當重くてもいいと思ふのです。もちろんそれだけで問題が處理できるものじゃないのですが、刑としては重くてもいい、そうしませんと、どうも無理なやうな気がする、刑法の中に入れるとすれば、場合によつては、これが一般の人にも適用があるかもしれないといふ考慮を払うから、どうしたつてそんな重いものではない、中途半端ですね、私はこんな程度のものを一つや二つ刑法の中に入れても大した効果はないと実は考へている一人です。實際はそういうわけで、暴力行為取締法等では、たとえば集團的に、常習的に暴

行、脅迫等をやる、これがまさにねらいてすね、そういうやうな点をもつと浮き彫りにしてもらいたい。それから毀棄罪等の問題でもそういう方法でやれば、毀棄罪は親告罪からはずすとか、こういうふうによつてもらえば、労働運動者の方でもこの問題についてそんなに私は神経質にならないと思ふのですがね。今からじゃはなはだこれはおそいとおっしゃるかもしれないが、どうも事柄の性質上、何かそういうことが正しきではないかといふ感じがどうしても基本的なぬぐえないわけですが、どうでしょう。時間があればその方がいいのだとか、いろいろ御意見があるうと思ひますが。

○参考人(國藤重光君) これはなかなかむづかしい問題で、暴力団といふものは一体どういふ形で押えるかといふことは、これは立法府として極端にむづかしい問題であらうと思ふのです。おっしゃいますように、その現象形態をいろいろとらえて、こういう行為、こういう行為といふふうにあげられそうなんでありまして、いよいよ筆をとつてやってみるといふと、それは非常に困難なものでありまして、それは法制審議會に、刑事法部会より前に御承知の法務省の内部で小野特別顧問を中心に、刑法改正準備会といふのがありまして、ここでもいろいろその点の検討が行われたのでありますが、これは非常にむづかしいのであります。刑事法部会では、今御指摘の暴力行為取締法の、あの中に規定を入れたらどうかという意見も出ました。その点も検討されたのですが、あれもまた昔から相対的といふ法律なんでありまして、あれに入れたから乱用のおそれ

ないといふことが果していえるかどうか。むしろ今までの実績から見て、あれに入れたら、なお初めから色がついてしまふのではないかと、これも心配になるくらいです。むしろ刑法の中に、特別に色をつけないで入れた方がいいのではないかと、この形と持たす上じや龜田さんとむしろ同じ氣持だと思ふのでありますが、この形としては、むしろこの方が弊害が少く済むのではないかと、いふやうな氣持を私自身は持ったのです。むしろ最後に檢討していいものができれば、こうなんでありまして、今まで自分でいろいろ工夫して見まして、その経験で申しますといふと、ちょっとやそつとではいいというやうな、安心だといふやうな規定はできにくいのではないかと。そこまですることは少し言い過ぎかもしれないが、さしあたりこの程度のもので、むしろこれ押えるものは九牛の一毛であつて、決してこれによつて暴力団が影をひそめるやうなものではないと思ふのだが、しかし、ある程度のもので、これで押えることができるのではないかと。むしろこういう罰則以外に、他の方面の政策が必要なのは當然のことでありまして、一方では適当な施策を行なつていくといふことで、両方相待つて少しも目的に近づいていくことができるのではないかと、大体そういうふうによつて考へます。

○龜田得治君 まあたとへば、暴力団といふことの定義といふことになるかと、大へんむづかしいと思ふのです。大した正業も持たないで、そして團體の背景をもつて、そして暴行とか脅迫とか、そういうことを主たる目的

としてやっているものというふうなことになるけれど、これはもうだいたい性格が出てくるわけです。そのくらいではもちろんいかぬと思うのですが、いや、おれはほかの職業も、ちゃんと持っているのだとか、いろいろなものが出てくるかと思ひます。しかし、その境目にあるものでこれは全部取り上げなくてもいいと思うのです。やはり何と云つたって大きな暴力組織のものと云うものは、やはりそういう割合はつきりしているのではないかと思ひます。性格づけようと思へば、そうすると、労働団体などと目的においてこれはつきり区別されてきますから、それに対して相対的な規定を設けてもらつても弊害も起らぬと思うのです。まあその辺は一つ私どもの氣持としては、實際はこの法案に関連してそういう点を検討して、まとまるものならむしろそういう形でいきたいと思つておるくらいなんです。しかし、これもなかなか皆さんのような専門家がやつてもなかなかいい知恵が簡単に思ひ出でこぬというのですから、時間がかかるでしょうが、十分これは研究をしてもらいたいと思ひます。

そこで、次の質問ですが、刑事訴訟法の中で、例の被告人を退廷させるといふ問題ですね。これはこまかい点をお尋ねするといふ問題はたくさんあるわけですが、ともかく私どもの法廷における経験からいつても、非常に問題のある場合には、裁判長が法廷の指揮権の範囲内で適当にこれはやはり処理をしてきておるわけです。当然そのときには、弁護人の意見も聞いたりいろいろやつておるわけですね。だから、私はその辺にまかしておいていい

のじゃないかと實際は思つておるのです。まあ憲法の三十七条ですか、それとの関係もこれはもちろんあります。が、まあともかく法廷から被告人がらぬふうになつたといふふうなことは、ちょうど何かあき家や騒いでいるような感じをして、だからこういうことを刑事訴訟法の表に堂々と出してくるといふことは、私は非常に間違つたことだと思つたが、やむを得ない場合には訴訟指揮で實際上若干やられ、最高裁もそれは實際認めておるわけですから、もう少しこういう点は慎重に審議すべきなのじゃないかと思ふ。一ぺんここへ出てしまふと、そういう考え方というものがくずれてくると思ふのです。現在までの刑訴を見て、まあ公判廷外で被告人がいないところでも適当に審理を進めるといふようなことも例外的には若干あります。しかし、それは公判廷といふことは避けておる。私は公判廷だけは、条文の上にもどういふふうに出してくるといふことになりまして、何かそこ一つに質的な変化といふようなものが始まつたのでは非常にやうい問題だと思ふのですが、その点、一体どういふふうにお考えでしょう。

○参考人(團藤重光君) まあ運用で適当にやるというものは、やはりその被告人が騒いでしょうがないとかいふふうな場合、あるいは傍聴人に対しては、これは規則の方で退廷させることができませんが、被告人自身を、騒ぎもしないのに、まああとのお礼参りのことを考慮して退廷させるというところは、これは御承知のように、運用ではないけな

んという規定には絶対反対なのでありますが、どうもやはり徹底的にこの際にお礼参りを押さえるというためには、この程度の規定を置くことはやむを得ないじゃないか。で、弁護人に対する考え方が、おそろく従来よりも強くなつてくるのじゃないかと思ふのですが、英米法では御承知のように、弁護人がいれば、全面的に被告人のかわりになるというふうな考え方のようでありまして、従来の弁護人は包括的な代理権を持つておるのだといふだけの理論構成じゃ、こまごまのことは出てこないと思ふのですが、弁護人が全面的に被告人にかかわつて弁護をするのだという英米法の考え方を取り入れますならば、まあその点が根本的に従来と違つてきた点だと言へば言えるかも知れませんが、しかし、被告人の實質的な利益を害しない限りはこれはやむを得ないのじゃないか。やはり先ほどの暴力団を何とかしてこの際隠滅させようといふ大きな目的の前は、これは特殊の関係においての例外でありますからして、両方を比較しますといふと、そちらの方をまあいかにざるを得ないじゃないか。私も決して進んでこれに賛成するといふような氣持は法制審議会の審議の際にも持つておらなかつたのですが、しかし、事柄の輕重を考えますと、こういう特定の事項についてこの程度に譲歩するといふことはやむを得ないじゃないか、こういうふうにお考えたのであります。

○大川光三君 簡単に二つの点をお伺いいたしますが、ただいま問題になりました被告人の退席の問題であります。衆議院の修正では、弁護人の意見を聞くといふことに歩み寄ると、私は

これは大へんよかつたと思ふ。ところが、先ほど神島さんの御意見では、一歩を進めて、弁護人の同意を得ようといふところまでいくべきだといふ御意見でございましたが、どうも同意といふところまでいきません、裁判所の訴訟指揮という面にも非常な制約をするといふふうにお考えますが、いわゆる意見を聞くといふことをもつて十分か、あるいは同意といふことまで強いかなければならぬだろうかといふことに關する先生の御意見をまず伺いたい。

○参考人(團藤重光君) 先ほど申し上げましたように、この規定の運用は憲法三十七条といふものを頭に置いて考えなければならぬことであつて、従つて、ただいま大川委員の仰せになつて、ただいま裁判長が訴訟指揮を行なつていきます場合にも、やはり憲法三十七条の精神にのっとりやつていかなければならぬ。従つて、弁護人に聞かせるだけでは不十分だ、こういう場合にこの規定を動かすといふことは、これは憲法の精神に合わないことであつて、その点は、裁判所あるいは裁判長の訴訟指揮に信頼していいといふ以外にないんじゃないか、こういうふうにお存じしております。

○大川光三君 刑法の二百八条ノ二のいわゆる持刃器集合について伺います。が、条文の解釈でございしますが、どうもこの条文全体が私ははつきりいたしておらぬという感じはいたしますが、そのうち「兇器ヲ準備シ」とございしますが、「兇器ヲ準備シ」といふことは、集合場所のいわゆる現場になつてもいいという解釈でございまいしょうか。あるいは現場に、集合場所に凶器が準備される、いわゆる集合場所に凶器を所

持しておるといふように解すべきかとかといふ疑問でございします。

○参考人(團藤重光君) これは準備といふ言葉からいまして、この目的のための準備でなければならぬ。従つて、ある程度の場所的な関連は必要だろうと思ふのであります。それが必ずしも集合の場所にあるといふことは要件でない。場合によつては犯行場所に近いところに置いておく、その方がかゝつて目的に合致する、こういうこともございまいし、おそろく解釈としても、集合の場所に限らないといふことになるように存じております。

○龜田得治君 それでは安平さんに若干お尋ねいたします。

まず、請託の点ですが、先ほどの御意見では、請託があつた方がいいという結論のようだったと思ふのですが、御意見の中でおっしゃつておつたように、ほとんどあつせん取崩の場合には請託行為といふものがあるのじゃないか、こういうふうにお存じですか、と思ふのです。私も大体そう思ひます。だからほとんどあるわけですから、特にそういうことを要件にしなくともいいのじゃないかと思ふわけなんです。ともかく、請託以下のここに書いてある事柄自体を取り締まる、こういうことで十分なんじゃないか。ただ、請託を入れることによつて、檢察官、まあ安平さんの方が今度立証責任が重くなるだけですね。だからほとんど要らぬことじゃないかといふ感じをもつておるのですが、どうしてあ

い御意見が出たのかお聞きしたい。

○参考人(安平政吉君) ただいま龜田

委員のおっしゃいました点であります
が、われわれ検察の方に携わっておる
者が、こういう種類の非行を糾弾する
という点から申しますと、これはもち
ろん事務処理といたしましては、請託
なんというものが条件になつていない
方が仕事はやりやすい、そういう意味
で、単に比較的立証の点をたやすくし
て、しかも刑罰権を広くこの種類の非
行に対して行使するという点から申し
ますれば、これはさつぱらんに申し
上げますと、もちろん請託なんといふ
ことが条件にならなくともいいのであ
ります。その意味におきまして、古く
からありました昭和十五年までのわが
國の日本刑法改正法案とか、あるいは
昭和十六年の何でありましたか、ああ
いうふうな、なるべく条件、制約をつ
けない方が好ましい、現にそういうよ
うなことを主張する検察の者も相当に
あるわけでありました。ただ、しかし、
一つ考えてみなければなりませんの
は、先ほどもちよつと申し上げておきま
したが、刑罰権というものの広げ方であ
りますが、もともとこの収賄罪の本質
については、相当問題があるようであ
ります。ところが過去の歴史的な事
実それから構成の発達段階に徴しまし
て、いわゆるあつせん収賄といふこと
はひとまず刑罰権の外にはずされて
おつた。そのはずされておりました理
由は、古くから伝えられておりました職
務の執行の公正の担保という見地から
して、必ずしも連関性がないのじやな
いかというふうなこともありまして、
ひとまず今までのわが罪の範疇から
一応理論的にはずされておつたのであ
ります。しかし、だんだん考えてみま
すと、わが罪の本質には、また一面

に公職、ことに公務員といふものは不
正の金はつかんではならないのだ、身
はどこまでも公職に奉じているのだか
ら、その廉直性は保持しなければなら
ないという論旨が古くから通用してお
るのであります。さればこそ昭和十六
年のときも、また、このたび汚職追放
といふようなことが叫ばれて、公
職の廉直性といふものはどこまでも保
持しなければならぬといふことから、
ここにあつせん収賄の立法といふもの
が出て参つた。さういふ考えて見ます
と、これはなかつたものがある意味に
おいて新しく作るものでありますから、
相當の制約を認めまして、必要やむを
得ない、きわめて悪質のもののみひと
まず刑罰権の対象にするといふことが
考へ方として浮んで参る。これはさう
いうふうな意味で、この請託といふこ
とを付加することによりまして、いわ
ゆるあつせん収賄行為のうちで特に悪
性といふものの一つを条件として請託関
係といふものをここに取り入れて、広
く・アツプいたしまして、一段階にし
て、悪質分子の加つたもののみをこ
こに処罰の対象にするといふことはや
むを得ないのじやないか。特に、われ
われお互いに国家生活をいたしてあり
ますと、刑罰権といふものはよほど考
えて、むやみやたらに拡張すべきでな
く、その前提としての不法性を制約し
なければならぬのであります。ことに
新憲法のもとにおきましては、人権
の擁護といふことがやまじいので、
古くから刑罰権といふものは必要やむ
を得ないときでなければならぬといふ
思想はあつたので、いわんや新憲法の
もとにおきまして、国民の権利といふ

ものが極度に、なるべく制約をせしめ
て、さうして基本的な人権といふもの
は力強く擁護するといふ時代、さうい
う思想の支配する当世におきまして
は、理論上、刑罰権は出て参りますけ
れども、そのうちで特に悪質のもの
のみに限定して、ひとまずさういふ段
階の程度に立法に承認するといふこと
も、これまたやむを得ないのじやないか、
さういふふうな考えておりましたので、
さういふ意味で、先ほど申しました、
ここに当局が案をこしらへるに際し
て、請託といふことを入れることに
よりまして、一種の悪質分子の加つた
ものを条件とするといふふうな方向
を決定せられたのも、まずやむを得な
いのではないかと、かように考えてお
ります。

○龜田得治君 いろいろ案ができる以
前でして、あなたの方も私はもう少
し違つた意見があるだらうと思つた
が、あまり政府案を支持されるよう
なことをことさらに言う必要はないと
思つたのです。やはりあなたに來ても
らつたのは、実際の検察の立場から見
ての批判といふものを私も聞きた
いのです。さういふ立場で一つさつぱ
らんにやつてもらいたいと思いま
す。

それで、やはりさういふ立法を國民
も要望しておる。これは、今まで収賄
関係の事件があつたところが、現行法
ではやれなかつた、だから一つ、もう
ちょっとはつきりしたものを作つてく
れ、さういふことなすね、出発点
は、だからさうなつてみれば、これが
できたら、過去に振り返つてみて、も
う少しこれが早くあればあの事件はの
がさなくても済んだ、少くとも一つや

二つはさういふことが言えるものでな
ければ私はだめだと思つたのです。や
ぱりこれができて、いや、過去に問
題になつたあれば、これからいつても
だめなんだ、こんなものじやもう何も
意味がない。だからここでお聞きする
わけですがね。例の復金事件です、
元農林大臣某氏の事件です。それが二
審までは有罪であつたが、最高裁に來
て、結局昨年の三月二十八日、無罪に
なつたわけですね。これはあつせん収
賄罪といふ規定がないためになつたよ
うです。あなたが直接御担当です、
御記憶でしょうが、しかし、今度作ら
れるようなあつせん収賄罪、さうい
うものであつては、やはりあの事件はつ
かまされぬのじやないですか。つま
り職務上不正の行為をさせる云々とい
うふうな条件がついておられますから。
ところが、あの事件自体を見ても、こ
れは融資を頼んでさせたといふこと
であつて、金庫が金を貸すのはこれは商
売だから、別に裏ではどんなことを考
えておつても、表面では、いや私の方
はなるほど口はきいてもらつたけれど
も、しかし、これは金を貸しただけ
です、さういふことになつてしまへば、こ
の法律では、私は元農林大臣のその復
金事件でも結局無罪だと思つたので
す。あなたはさういふ見解を持たれま
すか。

○参考人(安平政吉君) なかなかむず
かしい問題でございますが、今まで私
経験は浅いのでありますけれども、実
際いろいろ罪の現実、実態といふもの
を見ておきますに、むしろ請託といふ
ことがなくとも、理論上、公務員、官
公吏がその職務に関連したしてわ
がらをつかめば収賄罪、贈賄罪が成立

するのであります。しかし、実際のわ
がらを見てもありますと、多くは何か
の依頼、お願いといふものがあるの
であります。全然依頼その他の何があ
いにかかわらず、わがらを取つといふ
ことはまず世の中にはないのでありま
して、さういふふうな考えて参ります
と、現実のわがら罪は、多くは請託関
係がある場合に限つて検察は事実とし
て訴追している場合が多いのでありま
す。この点は大体私のみならず、多く
の者が認めることであらうと思いま
すが、ただ龜田委員御質問の復金事件
その他について、もし請託関係といふ
ことを要件とするにおいては、ああい
うふうなわがらあつせんの場合は一
体どうなるかといふ点であります。こ
れは私は近い判例の方から申します
と、一つ経験の方から申し上げませ
んが、名前にはなるべくあげたくありま
せんが、いわゆる昭電事件と称せられ
るその一つの分派として一番新しい、第
一審判決がありました。それを読んで
つくづく思つたのであります。実はこ
の一番新しい昭電事件につきまして、
檢察官、検事の方で控訴いたしました
のは、そのわがらを收受した事柄が、
いわゆる職務に関連しておるかどう
かといふ点について、第一審判決は関係
していないといふふうに見えます。そ
れからわれわれの方では、いやそれは
一種の職務関係行為ではないかといふ
ので、その点の法律点を争う意味で控
訴いたしましたのであります。ところが、
控訴審の第二審の判決を見ますといふ
と、その点を判断せず、いま一つ
の、たしかこれは私の記憶が間違つて
おりましたらあとで訂正いたします
が、さういふ法律問題を抜きにしまし

て、もっぱら事実問題で特にこれこれの依頼を受けて、そのために金円を受したとは認められない。一種の政治献金であったのだ、つまり請託に基いてその金を渡したのではないのだというような事実問題で片づけられまして、法律問題を抜きにして第二審判決がきまったようなことになって、われわれあせんとしたのでありますが、しかし、いやしくも権威ある、ことに東京あたりの高等裁判所が、しさいに長い間かかりまして事案を調べたあげくそういうふうな判断して、これに対して上告するということになりますれば、憲法違反とかあるいは判例の背反か、あるいは法律解釈に関する重要な誤謬か、あるいは事実誤認、その他事実認定に関する著しく正義に反する事案がないと、上告しても見込みが立ちませんので、そのまま見送つてしまふ。相当地に訴訟を長い間かかってやりましたが、いわんや判決に現れたところでは、認定においてそういうふうな認定されておるのでありますから、それで見送るということ、その分につきましてはケリがついた、こういう事案があるのでありますが、さように考へて参りますと、先ほど冒頭申しましたように、実際これこれの容疑者がわいふならわいふを取つてそしてそれがためにわれわれの方ではがまんすることができずして、やむなく料金の打ちつべきものとしてゐるので、何といつてもある意味の要請があつて、それに原因されて金銭が授受されておるといふ関係がなければ、ちよつと実際問題としてわいふ罪にならないと思ふのであります、ほんとうの、本格的の、そういう意味で、いわんやあつて

ん収賄というふうなことは本来の、普通の収賄とちよつと線ををらしめた、何と申しましようか、職務関連性という点から申しますと、希薄な場面でありまうから、こういうような希薄な場面をあらためて立法に取り入れるにつきましては、普通のわいふ罪と違ふちよつと質の濃度なものがなければならぬと思ひますので、そう考へれば、このわいふ罪に關して請託といふことを取り上げておられるのは、私正直に申しまして、必ずしも不都合ではないのではないかとこのうに考へておる次第であります。

お説の刑罰権を広くするという点につきましては、これは必要はないのでありますから、しかし、實際上相當に処罰価値がある、また、相當に悪質なものと見受けられる案件についてその限度のあつせん収賄罪は処罰に値する、こういうことに考へますと、要請、請託といふことを条件に加ふるのは必ずしも不都合ではない、こういうふうな考へております。

○龜田得治君 なかなか論旨明確ではないですね。やはり何です、請託といふ事実認定が破れて、そのために結局は第二審判決で昭電事件が無罪になったといふことは、私は請託といふことがあることが非常にじやまになつておるといふ一つのむしろ証拠だと思ふのです。だからこれはどのようになつておられるか、あなたがいふ説明されても、事実そういう判決になつておられるわけですから、はつきりしておると思ひます。これはあることがじやまになつておることにはつきりしております。

で、お聞きしたいのは、先ほどもちよつと、私復金の事件のことを申し上げたのですが、その点にはお答えにならないで、昭電事件のことをおつしやつたわけですが、昭電事件の場合でも、その当時には、あつせん収賄罪の規定がないから、それで現在の刑法の収賄罪の規定で扱つておられるわけですが、私はそこに相當無理があると思ふ。本来はあつせん行為なんではなう。だからそれを現在の刑法でやろうとするから非常な無理がある。その点はどういうふうな安平さん、お考へになつておりますか。

○参考人(安平政吉君) その点について、私は個人的にこのうに考へておられます。これは、大審院の古い判例から御検討下さるとわかることですが、たしか旧大審院の第三刑事部あたりの見解であります。職務関連といふことにつきまして相當に拡張した見解を持つておつたのであります。文書偽造罪とか、公務執行妨害罪の方面におきましては、職務に關するかどうかという関連問題は、旧大審院では判例は嚴格でありました。これに反しまして、わいふ罪方面におきましては、さすがに旧大審院もその不法性を認めまして、相當に職務関連といふことを広げておつたのであります。その一番広がりについていきました時代の判例は、関連といふことをもう一つ言葉をかえまして職務に關涉しておつたといふ、關涉といふ言葉を判例は使つておりまして、このうに大審院が關涉といふ言葉まで出しまして普通の職務に關涉しておる、関連しておるといふことをもう一つ広めまして、これは何と申しましようか、その古い判例はたくさんありませんが、たしかその判例が

一、二ありましたか、その判例によりまして、今日われわれがいふゆるあつせんいたしますが、自分の職務と直接に關係がないが、その地位その他のものを利用しまして、他の關係の範圍の職務に依頼その他のことをなした、その報酬として利益を取得した、今日率直に申しますとあつせんに相當する事柄を、今申しました職務に關涉といふことに置きかえまして稱しておる例があるのであります。これを今日の觀念にいたしますと、はつきり申さば、むしろあつせん行為だと見るべき事柄を旧大審院當時のもとにおきましては、職務に廣い意味の関連、關涉といふ言葉であります。はなはだおそれ入りますが、これはドイツ語でイン・アンツァインシュラゲントといふ言葉の翻訳されたものと考へられるのであります。それは職務に包み隠されいて、含まれてゐる、包摂されてゐるという、そういうような廣い意味であります。そこでこの職務に關するかどうかといふことを廣く解釈いたした職務關涉行為の、なおかつ職務に關する行為の一つの種類である、こういうような点から旧大審院が判例を下して処罰の対象としておつたのであります。ことにこの判例を學者が批評しまして、たしか私の記憶が間違ひなければ、故美濃部博士がこれは非常ないい判例だ、いいが、もう一つ進んで申せば、職務に關涉することさへも必要はないので、公務員たるものとも金によつて買収されちやならないのだからというやうな見地から申せば、もう一歩進んでもいいのだということまで、たしか美濃部博士は論文の上に於いて述べておられました。そういう

一、二ありましたか、その判例によりまして、今日われわれがいふゆるあつせんいたしますが、自分の職務と直接に關係がないが、その地位その他のものを利用しまして、他の關係の範圍の職務に依頼その他のことをなした、その報酬として利益を取得した、今日率直に申しますとあつせんに相當する事柄を、今申しました職務に關涉といふことに置きかえまして稱しておる例があるのであります。これを今日の觀念にいたしますと、はつきり申さば、むしろあつせん行為だと見るべき事柄を旧大審院當時のもとにおきましては、職務に廣い意味の関連、關涉といふ言葉であります。はなはだおそれ入りますが、これはドイツ語でイン・アンツァインシュラゲントといふ言葉の翻訳されたものと考へられるのであります。それは職務に包み隠されいて、含まれてゐる、包摂されてゐるという、そういうような廣い意味であります。そこでこの職務に關するかどうかといふことを廣く解釈いたした職務關涉行為の、なおかつ職務に關する行為の一つの種類である、こういうような点から旧大審院が判例を下して処罰の対象としておつたのであります。ことにこの判例を學者が批評しまして、たしか私の記憶が間違ひなければ、故美濃部博士がこれは非常ないい判例だ、いいが、もう一つ進んで申せば、職務に關涉することさへも必要はないので、公務員たるものとも金によつて買収されちやならないのだからというやうな見地から申せば、もう一歩進んでもいいのだということまで、たしか美濃部博士は論文の上に於いて述べておられました。そういう

ような判例が相當に職務関連の範圍を廣げて解釈いたしておりますし、わが国の公法の關係の權威であらせられた美濃部博士のごときも、それ以上に學說的にそれを支持しておられた例もあつたのであります。そういうやうな状態におきまして、今日あつせん収賄罪は、その事例は既往のところあまりありませんでしたが、やはり直接間接一脈自分の職務に連關關係を持つておる事柄に対してわいふを取つたといふ事実があります以上、昭電事件がこれに當るかどうか、御判断におまかせしますが、そういうふうな考へて起訴なり、訴追なりに至つたというのが當時の法律解釈また取締りの必要性、こいう点から申しまして、私はまずやむを得ないでござつたのであつたのじやないか、いなむしろ忠実に公務員の非行を糾弾するといふ態度から申せば、そういうやうな判例もあつたことではありますから、一種の職務關連行為として処罰の対象としたといふのは、これはむしろ當然であつたのではないかと、かように考へておる次第であります。

○龜田得治君 まああつせん収賄罪のないときには、そういうふうな法律の解釈を廣めて、そうしておやりになつたと、まあこれのよしあしはいろいろ見方によつて違ふと思ひます。たとえそういう必要があつても、法律の擴張解釈の限度があるのじやないかと、そういういろいろな批判等もありませんが、ともかく、その点は別として、從來すなほに見ればこれはあつせん収賄行為である、まあ普通常識的に考へられるあつせん収賄行為だ、こいうものも、この從來の普通の収賄の規定でやろうとしたところに相當な無

○龜田得治君 まああつせん収賄罪のないときには、そういうふうな法律の解釈を廣めて、そうしておやりになつたと、まあこれのよしあしはいろいろ見方によつて違ふと思ひます。たとえそういう必要があつても、法律の擴張解釈の限度があるのじやないかと、そういういろいろな批判等もありませんが、ともかく、その点は別として、從來すなほに見ればこれはあつせん収賄行為である、まあ普通常識的に考へられるあつせん収賄行為だ、こいうものも、この從來の普通の収賄の規定でやろうとしたところに相當な無

理がある。従つて、無罪になる、こういう事件が相当出ている。ところが、しかし、国民はそういう内部の法律論などはあまりわからぬから、あれだけ金もらつてどうしてだろう、こう不思議に思つておられるわけですね。従つて、このあつせん収賄罪を今度作る以上は、その今まで逃げたものが今度はちゃんと拾へるような、そういう内容のものじゃなければいかぬのです。ところが、このあつせん収賄罪ができて私にはなかなか拾へないと思うのです。先ほどの、元農林大臣の復金事件の融資の問題等を見ても、それはただ口をきいて融資をさせたというだけであつて、直ちに職務上不正の行為といふところで私は引つかかぬと思うのですが、それでは国民の期待に何ら報いることにならぬわけです。そこを言うておるわけです。しかも今までの収賄罪の規定を適用すれば、まあ「職務ニ関シ」ということに入るといふ認定になれば、いろいろな条件がついておらぬからそれは広くいけるわけですね、「職務ニ関シ」という点さえ裁判所で是認されれば、ところが、今度はこの法案のように、たくさん条件がついておるから、今までは簡単にやれたものすらが場合によつちやれないケースができるのじゃないか。逆に、今度こういう法律ができたために、こういう法律ができていゝ以上は、いわゆるあつせん収賄的なものである以上は、今までの刑法の条文にやなしに、今度は新しいこの条文で検察庁が取り扱うことになるでしょう。かえつて悪くなる面ができるのじゃないか、そういう意味では、その点、どういふふうにお考えでしょう。

○参考人(安平政吉君) 亀田委員の御質問、ごもつとも点も多々あるのであります。実際の請託といふことを条件とするがゆゑに、その点の立証その他証換関係が困難で、何人が見てもこれはいゝわけのあつせん行為だと、そういうふうに見られる案件が訴追の対象となり得ないという懸念が出てくるのじゃないかと、このお説はまことに一応ごもつともである、かように思ふのであります。実際第一線におきまして、この種の事案を捜査科捜査するといふことになりますと、ことに現在の刑罰訴訟のとおきましては、これは相当に訴追の範囲から見送らざるを得ないというケースが、それは実際問題として出てくることはないとは保証できないのであります。ただし先ほど私の申し上げておりますように、実際起訴価値があります、これは何人が考えてもこのあつせん行為はこれは不問に付するわけにはいゝかな、どうしても刑罰のむちを一つ置かなければならぬと、こういうふうな起訴に値します案件といふことになりますれば、實際上相当手を尽せば、そこに何がしの具体的のこゝういふことを一つお願いしたいとか何とかいふものが出てくると思ふのでありまして、そんなことしなくてもいいじゃないかと、こういうふうな立法をして下されば、これはまことにわれわれとして仕事は楽であります、そんなよい心配をしないでいいから、率直にそんな条件はなしにして、仕事は楽にした方がいゝじゃないか、そういうことをはつきりいゝじゃないか、このうゝ御趣旨ならば私はまた何事も申さないであります。ただし、先ほ

ど申しますように、これは要らぬ心配かもしれないけれども、相当に不法性を帯びる、どうしても刑罰をちやうだいせんければならぬといふようなあつせん行為といふことになりますれば、実際問題として、そこに請託があるのですから、そういうようなことを条件とせられる方が今日の点から申しまして相当ではないかと、こういうふうな考へておる次第であります。率直に申しましてそんなことは心配要らぬ、おれたちが、そういう条件をつけなくても、あつせん行為を取り締る立法をしてやるから、そんな先走つた心配をする必要がない、こういうお説であります。何もしつしんでそれに賛成する。何も好んでそういう条件をつけ下さいといふことは申ししております。御苦心はよくわかりま。実は非常にあるがたいお説であります。もしそういうことができますれば、何も私苦しんでこれだけのことを申し上げません。

○大川光三君 先ほど器物損壊罪、私文書毀棄罪といふことについて賛成であるといふ結論的な御意見を伺ひましたが、ただ私のこゝで疑問になりますことは、なるほど器物損壊罪、私文書毀棄罪といふものは、これは軽微な犯罪です。しかしながら、非常に多い犯罪であります。そこでいゝよこの法の運用に當つて、捜査の面であるいは検察の面で非常に手数がかる。その結果、あるいはねらい撃ち的に事件を処理して、結局非親告罪にしたことがかえつて法を空文化するおそれはないか。言いかえますると、検察陣営の態度いかん、準備いかんといふことについての御意見を伺ひたい。

○参考人(安平政吉君) この何はただいまおつしやいます通り、罪質としましては必ずしも重くありませんが、御指摘になりました通り、非常に多い犯罪であります。おそろく立法に取り入れられましたのもこれが大へんに多いという点が相当に深刻に認識せられたのではないかと思ひます。一つこの点について、私ふだんから考へておりますことを指摘したのであります。日本人間は、こゝ言つちやはない失礼であります、お互いに泣き寝入り、あきらめが非常にいいので、仏法の教を長い間受けてきましたためか、これは一つの災難であるいはまた、長い物には巻かれろ、あるいは環境には順応せなければならぬといふいろいろな分子がありまして、あきらめ何かが相当深刻で、この点は、ヨーロッパなんかでは少々何せられたにかかわらず、敢然として闘争の態度に出るというのと非常に違つておる。わが国のは国民性のいい方面であります。同時に、悪い方面である。そういうことをいたしますから、今度はぐれん隊なり、そういう暴力を振うものは、どしどし人は弱いものだといふ見地から立ち向う。ここに一々具体的な例は、時間の関係上紹介しませんが、そんな例がたゞさんにありまして、要するに、今日軽微なために泣き寝入りになつております事件が全国的に大へんに多い。ときにありますれば、そういうことを見のがすために、人身売買といふことさえあまり荒立てるといふと、あとのしつぺ返しがおそろしいというので、泣き寝入りしておるのです。自分のところの板あるいはガラス窓一つをこわされましても、それを表

いるのですが、あまりに多いのです。実際ここに持っておりますが、一々読むのは略しますが、盛一枚こわされた、着物を傷つけられた——世の中を見ますという、現に私なんかでも被害を相当に個人的には受けている。私自身もそれを警察に告訴する、それがありません。私自身も泣き寝入りしているような状態です。これは実情を御認識さればやむを得ぬことじゃないか、こう思っている次第であります。

○大川光三君 私の先ほどお尋ねいたしましたのは、さように数が多い。そこで一々警察が職権でこれを調査になつて立件するという事について、警察官が非常なたくさん仕事をもち込まれるのじゃないか、こう思うのです、一例を申し上げます、御承知の選挙が始まりますと、ポスターを張る。これは選挙法の保護がありますけれども、選挙前にたとえば国会報告演説会、時局批判演説会という事で、非常に多くの紙を張る。ところが、それが選挙に接近しております場合には、一晩にしてそのビラが全部なくなつて、あるいは甲のビラの上に乙のビラがびしゃっと張られている。これはすべて私文書毀棄罪に該当してくるのじゃないか。そうすると、警察は一つそれを御調査になつて調べなければならぬというので、非常に仕事が多ふえてくるということで警察陣営の用意いかんと聞くのはそこなんです。

○参考人(安平政吉君) よくわかりました。私、第一線の捜査、それから訴追の責任の担当をいたしておりますので、そのところは含みおき願いたいと思います。ただ、最高検の公判

部長としてやっております、そういう点の認識しか持っておりません。○委員長(青山正一君) 安平さん、返答は簡単明瞭に一つお願いいたします。

○参考人(安平政吉君) そこで、選挙事犯というものはしばらくこの立法からちよつと除外します。ここでは普通一般の器物損壊であります。普通一般の点になりますと、これはもちろん警察には手の限度がありますから、やはりたくさん出てきたときには、その中の重要なものから手をつけまして、どうしても手の及ばないのはあと回しになる、仕方なしに。その点は現地を担当している者がしかるべくやると思ひます。ただ、御配慮は大へんありがたいのでありますが、そのところは、現地を担当している者がしかるべくやつていきまして、大事の選挙を取り締まなければならぬものを放擲するとか、あるいはまた、これを選挙の方に持つてくるとか、そういうことはわれわれちよつと想像していいのであります。

○龜田得治君 関連して、安平さんが四件ほど何かこわされたがはつてある。私はこれははなはだ最高検の検事としておかしいと思うのです。それは告訴するしないは自由ですけれども、自由だが、この政府の原案に賛成する人であれば、これは少くとも告訴しなければならぬ。それで、それはおそれく、まあ忙しいとか、ほつておけということになつてゐるのだらうが、しかし、そういうことが日常たくさんあるわけなんです、あつちこつちに。僕らも知らぬうちにだれかの方へ迷惑をかけておるかもしれぬですよ、それを

何か因縁つけられて、警察なんかが関与してくるようなことは、これはやはり常道でないと思う。だから私はぐれん隊とか、そうした常習的に飲食店なんか荒してあはれていくそんなような者に對しては、だからこれを私は要件をはつきりして、そういう毀棄罪については非親告罪にしたいのですよ。ところが、この刑法でいけば、もう全部、一應全部そうなるわけです、これは。なるのですから、そこなんです、よ、ところが、あなた自身が四件も経験があるのにほつたらかしくなつてゐるぐらゐだから、私はやはりそういう状態では、ちよつとこれはもう少し検討の余地があると思うのです。まあその方が結論的には正しいかもしれぬが、これをたんん非親告化して、どうもまずかつたから、もう一べん親告罪にする、そんなおかしな、みつともないことはできませんから、もう少しこれは検討の余地があるのじゃないかというふうに思つておるのです。暴力団の必要があれば、それはもう急いで早く、常習的なそういう毀棄行為なんかは親告罪からはずすようにしてもらつていいと思ひますが、そこはどうかなんです、かね、実情から考えたら、あなたの行為自身からいつて、これはちよつと早いように思うのですが。

○参考人(安平政吉君) 具体的例を出しましたから、おそれ入りますが、簡単に……。実は私のところに、入口にすつと道路にこういう大きい二尺四角の石を二十三枚ばかりすつと——私ども坂を上つたところに往んでおるのでありますが、ところが、ちよつと隣に不良少年がおりまして、それが憤慨した。とい

うのは、私が夜おそく役所から自動車に入るのを見ている。ところが、不良少年のお父さんは某会社の社長であります、社長にして自動車がない。ところが、役人をしているあいつは自動車を持てゐる、そして石の階段を二十幾つも登る、これがしやくにきまつたのであります。これがけしからぬといふので石をひっくり返してしまつた、一晩のうちに。夜の十二時ごろから朝の三時までかかりましてその石をよそへ持つて行つて、一晩のうちにな

くしてしまつた、こういうことが二、三回あつたのであります。しかし、何と申しましたも、隣の子供でありますからして、まだ年端もいかなひそんな隣の子供が幾ら石を持つて行つたところで、これは告訴に忍びないと思ひます。私は夫婦の間では告訴しない、親族の間では告訴しない、こういう道徳は今の訴訟法の中でも生きておると思ひます。隣の子供さんを告訴するといふことはできませんし、それであきらめております。そうしてあきらめておりますと、申しわけないと感じたのであります。また、ある晩には、ずつと石をもとに並べておる。ただしその石がさんさんこわされておる、もう見られない姿になつておる。これでいろいろ考えさせられて、世の中は、人間の精神というものはむずかしいものである。ときには手を出さなければならぬし、手を出しては悪いし、結局手を出さなかつたのがいいと思ひましたが、ただ、本立法に關する限りは、一つ私の席で申し上げておきたいのは、これは必ずしもこの問題ではありませんが、そつちの方で、軽犯罪あるいは暴力罪、その方へ持つてい

たらいいじゃないかという先ほどの意見がありました。この問題じゃないかといふと、私なんかの考えておりますのは、刑罰法規というものは、現実に適用して、人を処罰することを目的としてゐるものではない。相なるべくは刑罰法規はこしらへましてもなおかつ使いたくない。殺人犯や死刑犯の刑罰法規を見ても特にしかりであります。にもかかわらず、刑罰法規を設けますのは、犯行が起らない前に、こういうことはこういうことになるからしてよほどつしまなければならぬといふことを、一般国民の大衆の前に、一種の法律道徳として教えておくという、何と申しましようか、古くからの一般警戒の意味で、そういうふうな刑法の場面において取り扱う、こういうふうな考へております。この事件なんかも、本件のような軽微な告訴をはずすといふことにつまみしても、やはりそういう点で立法的に大きいねらいがある。事が起らない前に、そういう犯罪について、告訴がなくても処罰され得るのでありますからつしまなければならぬ。こういう法律道徳規則を国民大衆に植へつけておく、これが今日の暴力的取締りの重要な刑事政策的手段である、かように考へておりますので、私の経験と少し矛盾していることになりまして、まあその点は……。

○龜田得治君 まあこのくらいにしておきましよう。

○大川光三君 神鳥さん、せつかく来ていただいたのであります、一つだけ聞かせていただきたい。先ほどの御意見のうちに、暴力関係の立法について、これが拡大乱用の要素を多分に

おきましよう。

○大川光三君 神鳥さん、せつかく来ていただいたのであります、一つだけ聞かせていただきたい。先ほどの御意見のうちに、暴力関係の立法について、これが拡大乱用の要素を多分に

持っている、こういう結論的な御意見でございましたが、言われますと、大乱用の要素をもってそれがいわゆる労働組合運動の弾圧に利用される疑いがあるというのであれば、どういふ点が弾圧に利用される疑いがあるのか、具体的御意見を伺いたい。実は私、労働問題は全くしろうとでございまして、専門家のあなたからその点をお伺いしたいのであります。

○参考人(神島日吉君) 今安平参考人の方からお話がありましたように、刑罰を課したくないので、そういった形で道徳的なものを良心的に避けることだと言われましたし、それから告訴しないでおくことが多いので、非親告罪にしなければならぬというように、中々見まして、私は何か組合運動の中でもたくさん出てきているのですけれども、法の運用を誤ったり、罰にならぬものを引っぱたりするものが最近あまりにも多いのです。この事例だけでもたくさんあるのですが、これは端的な例ですが、佐賀県教組の問題につきましても、これは組合でもって休暇給をやることをきめた。そして幹部の人が休暇給をきめたことを組合員に説得をした。そのことが地方法に抵触をして、教壇運動したということになっているわけですね。こうしますと、法の運用を誤って、何でもかんでも組合のすることは気が好かないのでしょつびいてしまえという形のもので、そういった傾向が非常に強く最近では出ております。これは最近の中野の問題でもそうです。中央郵便局の問題ですが、これにしまして、とにかくあれは争議行為でなくて、郵便法の七十九条に違反するという形でもって、

七十名に上る取り調べをしております。取り調べをしたことについて私たちは文句を言うのではないのですが、その中央郵便局は、どうしてあの時点であしきなければならなかったかというところで組合の指導者や当局側は、参考人に呼んでいない。そうしますと、何か多くを引っぱれば、そのうちに警察の意図する者が二、三人でも出るんじゃないか、今後そういうことをやらせないために、そういうことをやるのがより大切なんだという考え方しか持てなくなる。それから第一製本の、これは小さな事件でありますけれども、これには暴力団と申し上げると語弊があるかもしれないが、非常にそういう人が前にいて、うしろに警察官がいて、その上に機動隊を持ってきた、出荷阻止で工場の中で寝ておる組合員を、夜明けでありますからまだ朝早くございまして。そういうときに先の戦列をたたくこととして、そしてゴボウ抜きに組合員を引っぱり出したという事例がございまして。これは警察の見

あるいはしようとするれば暴力団等は隠して持っていくかもしれない。ところが、組合員が集まって集合している静止の状態においてそれが集合罪に問われる。凶器を持っていか持っていないかは調べてつかまえてやってみなければこれは出てこない。そういうことになりまして、われわれはこれを持っていけるか持っていないかわからないから、幹部を引っぱってそれで連れていかれてやったのでは、その集合の目的を達成することはできない。こういうことが多分出てきますし、一線の警察官は、何か最近組合が暴力化しているというふうにも考えるかもしれない。二列目が一列の警察官を組んでいても、二列目がその一例の間から足でもってけついている。けるとけられたというところで何をけるかというところでけり返すと、これが公務執行妨害でやられては、二線目におられる人が一線目におられる人から、前から来るやつを突つくと、警棒を使ったというところを言う。すぐそれを入れかえる。こういう点を、私は常に警察官との接点でよく見ておる。そうすると、大衆はやられて、何をやるかということになってやり返すと、警察官だけはい子になつて、われわれは常に公務執行妨害でやられては、だから何か組合が集まつた行動をとるという形になると、一人ではありませぬし、必ず集団的な行動になる。そういう面から集団的な行動になった場合に、凶器を持っているか持っていないかというところははっきりしない。はっきりしないけれども、一

線の警察官は今申しましたように、挑戦的でありまして、そういう面では私たちの集合しているものを、凶器を持っていけるかもわからぬという形でやれば、組合員のだれかが飛び出しナイフを持っていか持たないのです。それが皮をむく飛び出しナイフかもしれないが、それが持込集合罪に引っかけられる危険がある。それを持ていか持っていないかという認定をするのは現地の警察官である。それは、弾圧の目的でもって出てきた警察官は、それを直ちにその目的を遂行させるためにそういうことが出てくる危険も多分にあるので、私どもは、この持込集合罪という形の中で、この法条だけでは非常に拡大の危険があるし、一線の警察官等が、今安平参考人のおっしゃる通りに、この罪を課したくないのだというふうな考え方では、適用が現在なされていなくて多くの問題が起きておる。こういう点から考えますと、特に私どもは集合罪についても非常に危険視しております。それから特

に、親告罪を非親告罪にする点であります。これは暴力団等の問題でもって泣き寝入りが多い。泣き寝入りが多いというけれども、これは泣き寝入りをしないようにやはり指導していかなければならぬというので、たとえば暴力団とかぐれん隊とかいうのは、一回くらいブタ箱に入る方が筋がつくと言われておるくらいです。だから、まるで筋をつけないくみたない形でもって中に入つて、もうわずかな期間で出てきてしまふ。そのことでもって、この事犯を親告罪にしたり、非親告罪にすることでもって単にそれが取り締めるのかどうか。私どもの方から

言いますと、目的は労働組合運動の方にあるのではないか、こういう工合にしか見えないのです。告訴もできないような弱い人をそれを警察でもってやるといふことになると、そのことが今度何の根拠でということがここに立証し、明らかにされずにはやられるという形になると、非常に危険があつて、警察側のでつち上げる形にも強く通じてくる。こういうことから考えますと、組合の幹部がちょいちょい引っぱられて、その事実認定がついて、無罪になつて帰ってくるかもわかりませんけれども、いろいろな面が出てくるのではないか。だから私どもはこういふ形のもの、軽率に単にぐれん隊がやるからというだけで親告罪を非親告罪にしたところで、事犯というものは解決する問題ではないので、もつと大衆が泣き寝入りをしないような形にいくことが必要なんです。そのことの方がより必要な問題であるし、また、そういう行爲は一回はつかまえることができて、二回目出てきて、なおさらひどいことにもなる。だから、そういうことだけで、私どもは解決つくとは思わないので、ぜひ一つ良識ある国会の場で審議されておるのでありますから、私どもとしては、こういふ拡大解決の憂いのある今度の刑法の一部改正は、もうしばらく十分な討議の中で国民にも投げかけて、事例等を引き合はした上で、今後あやまちのない刑法にしたい。ぐれん隊だけを対象に、国民や労働運動までぐれん隊視されることは、私はどうしても了承できないし、最近の警察官の組合に対する多くの事例を見ましても、最近の点では、去年の暮れから今年の春に

かけて大へん刑事弾圧がふえておりますが、これは組合活動の面から非常に残念だと思ひ、刑事免責やら、民事免責はありますけれども、法の適用を結局誤まつて適用しているのしか見えませんけれども、何のために労働組合に刑事免責あるいは民事免責があるのか、最近ではわからないくらいまでに多くの刑事事犯が出てきておる。こういうことを考えますときに、今度の集合罪にしても、それから親告罪を非親告罪にするということについても、非常に危惧の念が強いわけです。

○大川光三君 いろいろ具体的な例をあげての御説明でございまして、神鳥さんの言わんとせられるところはよく承いたしました。しかし、私もよく

法府におります者といたしましては、必ずしも労働運動を、労働組合運動を対象にのみ考えておらぬのでありますし、一例を申し上げますならば、問題の持凶器集合罪なども御承知の通りに、人の生命、身体、財産に危害を加ふる目的をもって集合する、こういう

大きな一つの要件を掲げております。私はしろうとでございすけれども、正常なる労働運動にはかような目的は決しないのでありますから、そういう面での法類が強く構成要件で目的罪といたしておる点から考えまして、そう神経過敏になつて御懸念される必要はなからうと、私は第三者の立場でそのように考えておるわけでございます。また、先ほど例におあげになりました全通争議と申しますかについて、郵便法第七十九条を適用するの

だ、そのことが即本改正案においても拡大乱用の要素がある事例になるといふように伺いましたけれども、私は郵便法第七十九条の刑罰法規は、これは独立して現存いたしておるのでありますから、正常な労働運動に対して七十九条はこれに介入する余地は少しもない。もしあるとするならば、その労働運動が行き過ぎておる、いわゆる不当労働争議にまで進展したというときに、私はやはり七十九条の発動が起つてくるだろう、かように考えておるのでございまして、御意見のほどはよく承いたしておりますので、われわれといたしましては、決して一方に片寄らず、至公至平な立場でこの法律の審議を進めていきたい、かように考えておりますので、御了承いただきたいと思ひます。

○委員長(青山正一君) ほかに御質疑もないようでありますので、これにて終了することにいたしたいと存じます。

参考人の方に一言ごあいさつ申し上げますが、本日は長時間にわたりまして、きわめて貴重な御意見をお聞かせ下さいまして、まことにありがとうございます。本委員会の審査のため、きわめて有益でありましたことを厚く御礼申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十一分散会